

投資信託説明書(請求目論見書)

使用開始日 2025年2月20日

アジア・オセアニア債券オープン (毎月決算型) 愛称 アジオセ定期便

追加型投信／海外／債券

アジア・オセアニア債券オープン(毎月決算型)の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2025年2月19日に関東財務局長に提出しており、2025年2月20日にその届出の効力が発生しております。

発行者名	SBI岡三アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 塩川 克史
本店の所在の場所	東京都中央区京橋二丁目2番1号
有価証券届出書の写しを 縦覧に供する場所	該当事項はありません。

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家からの請求により交付される請求目論見書です。

 SBI 岡三アセットマネジメント

- ・投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- ・投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
- ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。

目 次

目 次	1
第一部 【証券情報】	2
(1) 【ファンドの名称】	2
(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】	2
(3) 【発行（売出）価額の総額】	2
(4) 【発行（売出）価格】	2
(5) 【申込手数料】	3
(6) 【申込単位】	3
(7) 【申込期間】	3
(8) 【申込取扱場所】	3
(9) 【払込期日】	3
(10) 【払込取扱場所】	4
(11) 【振替機関に関する事項】	4
(12) 【その他】	4
第二部 【ファンド情報】	5
第1 【ファンドの状況】	5
第2 【管理及び運営】	34
第3 【ファンドの経理状況】	42
第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】	76
第三部 【委託会社等の情報】	77
第1 【委託会社等の概況】	77

<添付>

投資信託約款

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

アジア・オセアニア債券オープン（毎月決算型）

（以下「ファンド」といいます。また、愛称として「アジオセ定期便」という名称を用いることがあります。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。

当初元本は、1口当たり1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

- ◆ ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるSBI岡三アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、決算日の基準価額とします。
- ◆ 「基準価額」とは、ファンドの計算日の純資産総額を計算日の受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。なお、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。
- ◆ 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。
基準価額は、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。

お問合わせ先（照会先）

SBI岡三アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル 0120-048-214（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sbiokasan-am.co.jp>

(5) 【申込手数料】

申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、3.3%（税抜 3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

- ◆ 申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。
- ◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。
※ お問合わせ先については、(4) [発行（売出）価格]に記載されている問合わせ先をご覧ください。
- ◆ 追加型証券投資信託「アジア・オセアニア債券オープン（1年決算型）」の受益者が、当該ファンドからのスイッチング（乗換え）により、同一の販売会社でファンドを買付ける場合には、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

(6) 【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

※ お問合わせ先については、(4) [発行（売出）価格]に記載されている問合わせ先をご覧下さい。

(7) 【申込期間】

2025年 2月 20日から 2025年 8月 19日まで

- ◆ 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所については、委託会社にお問い合わせ下さい。

※ お問合わせ先については、(4) [発行（売出）価格]に記載されている問合わせ先をご覧ください。

(9) 【払込期日】

販売会社が定める期日までに申込代金（申込金額、申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額の合計額をいいます。）を販売会社にお支払い下さい。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込みを行った販売会社の本・支店等で払込みの取扱いを行います。

◆ 詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

※ お問合わせ先については、(4) [発行（売出）価格]に記載されている問合わせ先をご覧ください。

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

■ ファンドの目的

ファンドは、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

■ 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

■ ファンドの商品分類

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は、以下のとおりです。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式 債 券
	海 外	不動産投信
追加型	内 外	その他資産 () 資産複合

商品分類の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル () 日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリーファン ド	あり ()
不動産投信	その他 ()	中南米 アフリカ 中近東 (中東)		なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))			ファンド・オブ・ ファンズ	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

※ファンドは、投資信託証券を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産（投資信託証券）」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「債券」とは分類・区分が異なります。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分の定義

その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として債券一般へ実質的に投資する旨の記載があるものをいう。 債券一般とは、公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
年12回 (毎月)	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
アジア	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
オセアニア	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

（注）ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

■ ファンドの特色

1 | 以下の投資信託証券への投資を通じて、実質的にアジア・オセアニア地域の債券に投資します。

- アジア・ニュージーランド債券マザーファンド
- フランクリン・テンプルトン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)
<運用会社>フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社
(投資顧問会社)ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーウェイ・リミテッド
 - ・ アジア・ニュージーランド債券マザーファンドは、アジア諸国・ニュージーランドの現地通貨建のソブリン債(国債、政府保証債等)およびそれと概ね同等の投資効果が期待できる債券等に投資します。



アジア・ニュージーランド債券マザーファンドの投資対象国・地域

インド、インドネシア、マレーシア、タイ、韓国、中国、シンガポール、フィリピン、台湾、ベトナム、日本、ニュージーランド

(注)上記すべてに投資するとは限りません。上記以外のアジア諸国・地域に投資する場合もあります。

- ・ フランクリン・テンプルトン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)は、豪ドル建の国債、州政府債、国際機関債、社債、モーゲージ証券及び資産担保証券等で、原則としてBBB-/Baa3格以上の格付を付与されたものに投資します。



フランクリン・テンプルトン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)の主な投資対象国

オーストラリア



フランクリン・テンプルトン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)の運用会社である「フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社」および運用指図に関する権限の委託を受けて実際の運用を担当する「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーウェイ・リミテッド」は、フランクリン・テンプルトン・グループの資産運用会社です。

- 2** 各投資信託証券の組入比率は、投資対象ファンドの収益性、投資対象国の債券市場の利回り水準と流動性、金利および為替動向等を勘案して決定します。なお組入比率の合計は高位を保つことを基本とします。
- 3** 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

●分配方針

毎月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

分配金の支払いイメージ



※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。繰越分を含めた配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。
- 分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案のうえ決定します。

※分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

収益分配金に関する留意事項

- ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われます。分配金が支払われると、その金額相当分、ファンドの純資産が減少するため、基準価額は下がります。

※分配金の有無や金額は確定したものではありません。

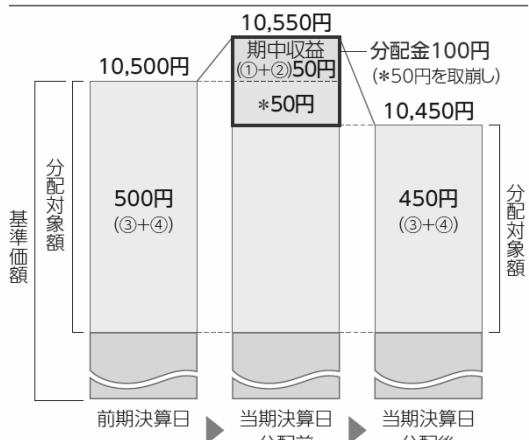
ファンドで分配金が支払われるイメージ



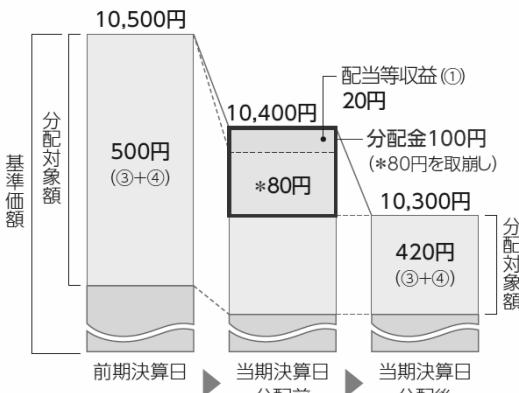
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)の中から支払われる場合と、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合のイメージ

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



分配対象額 ①経費控除後の配当等収益 ②経費控除後の評価益を含む売買益 ③分配準備積立金 ④収益調整金



分配準備積立金

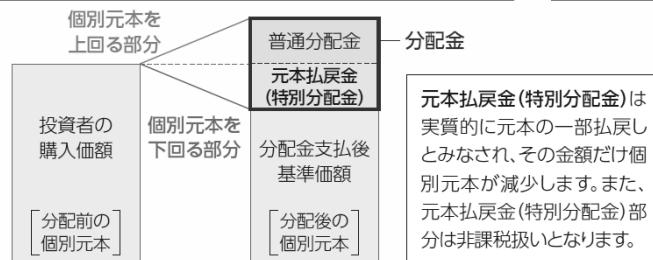
期中収益(①+②)のうち、決算時に分配に充てずファンド内部に留保した収益を積み立てたもので、次期以降の分配金に充てることができます。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが少なかった場合も同様です。

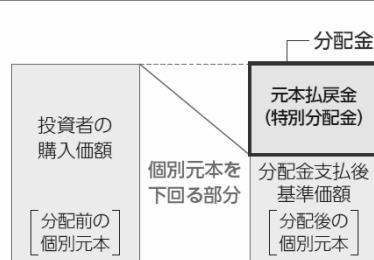
分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金

個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



元本払戻金(特別分配金)

個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

(2) 【ファンドの沿革】

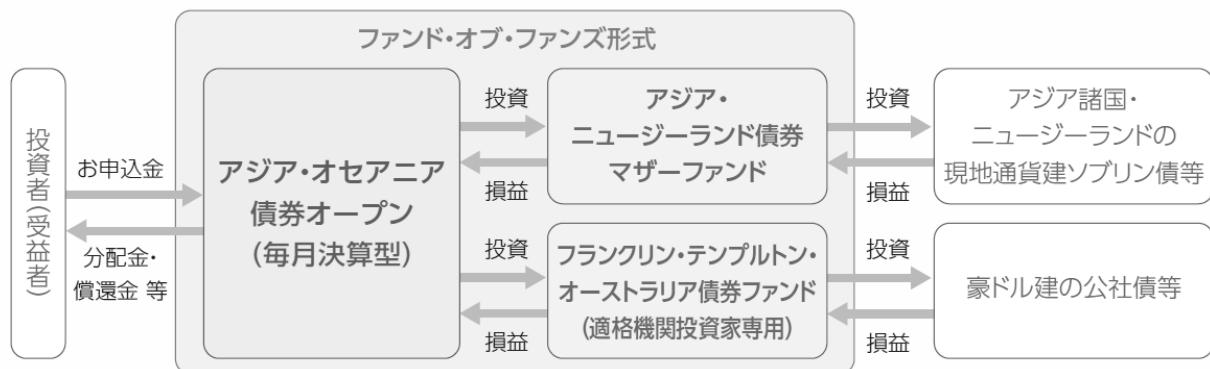
2009年12月17日 投資信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

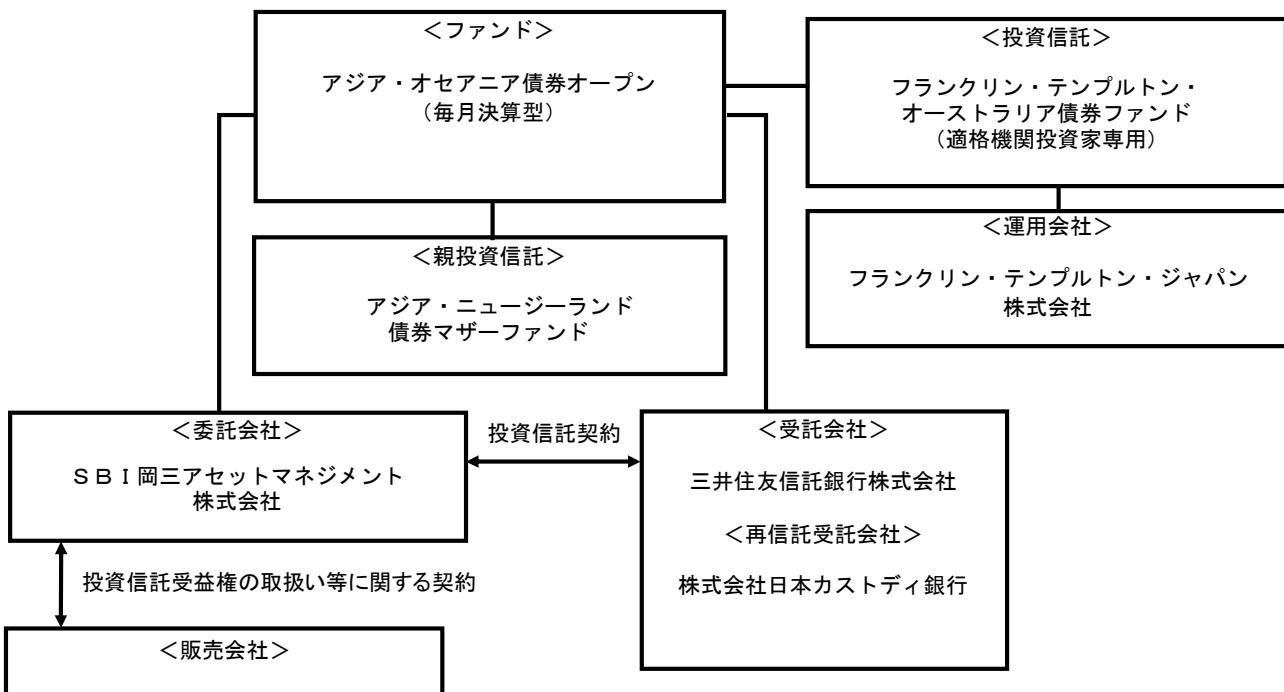
■ ファンド・オブ・ファンズの仕組み

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。

ファンド・オブ・ファンズ形式とは、他の投資信託証券に投資することにより運用を行う形式です。



■ ファンドの関係法人とその役割



関係法人	役割
委託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。

受託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
投資対象とする投資信託の運用会社	投資対象とする投資信託の運用指図等を行います。
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。

■ 委託会社の概況（2024年11月末日現在）

◆ 資本金

1億円

◆ 委託会社の沿革

1964年10月6日	「日本投信委託株式会社」設立
2008年4月1日	岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジメント株式会社」に変更
2023年7月1日	商号を「SBI岡三アセットマネジメント株式会社」に変更

◆ 大株主の状況

名称	住所	持株数	持株比率
SBIIFS合同会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	577,400株	51.0%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	554,701株	49.0%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

■ 基本方針

ファンドは、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

■ 運用方法

a 投資対象

アジア・ニュージーランド債券マザーファンドの受益証券および国内の証券投資信託であるフランクリン・テンプルトン・オーストラリア債券ファンド（適格機関投資家専用）の受益権（以下、「投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

b 投資態度

イ. 主として、以下の投資信託証券への投資を通じて、実質的にアジア・オセアニア地域の債券に投資することにより、安定した収益の確保と投資信託財産の成長をめざして運用を行います。

- アジア・ニュージーランド債券マザーファンド
- フランクリン・テンプルトン・オーストラリア債券ファンド（適格機関投資家専用）

ロ. 各投資信託証券の組入比率は、投資対象ファンドの収益性、投資対象国の債券市場の利回り水準と流動性、金利および為替動向等を勘案して決定します。なお組入比率の合計は高位を保つことを基本とします。

ハ. 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

二. 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

■ 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 金銭債権
- ハ. 約束手形

b 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

■ 運用の指図範囲

a 有価証券

委託会社は、信託金を、主としてSBI岡三アセットマネジメント株式会社を委託会社とし三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託であるアジア・ニュージーランド債券マザーファンドの受益証券および国内の証券投資信託であるフランクリン・テンプルトン・オーストラリア債券ファンド（適格機関投資家専用）の受益権（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、以下「投資信託証券」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

イ. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

ロ. 外国または外国の者の発行する証券または証書でイ. の証券の性質を有するもの

ハ. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

ニ. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

ホ. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

b 金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、以下の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

イ. 預金

ロ. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

ハ. コール・ローン

ニ. 手形割引市場において売買される手形

c 特別な場合の運用指図

ファンドの設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記の金融商品により運用することの指図ができます。

(参考)投資対象とする投資信託証券の概要

アジア・ニュージーランド債券マザーファンド

委託会社	SBI岡三アセットマネジメント株式会社
基本方針	安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。
投資対象	アジア諸国・ニュージーランドの現地通貨建ソブリン債等を主要投資対象とします。
投資態度	<p>① アジア諸国・ニュージーランドの現地通貨建ソブリン債、およびそれと概ね同等の投資効果が期待できる債券等を主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。</p> <p>② 投資にあたっては、各国の金利水準を重視し、為替市場や債券市場の見通し、市場流動性等を総合的に勘案して国別投資比率、デュレーションを決定します。</p> <p>③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができる場合があります。</p>
投資制限	<p>① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得したものに限り、投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>② 同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>③ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>④ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</p> <p>⑤ デリバティブ取引は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</p> <p>⑥ 外国為替予約取引は、為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。</p> <p>⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートージャー、債券等エクスポートージャーおよびデリバティブ等エクスポートージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなつた場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
決算	毎年11月20日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。 投資信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
信託報酬	ありません。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・デリバティブ取引等に係る投資制限 <p>デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p>

フランクリン・テンプルトン・オーストラリア債券ファンド（適格機関投資家専用）

(以下、「F T・オーストラリア債券ファンド（適格機関投資家専用）」という場合があります。)

運用会社	フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社
投資顧問会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーウェイ・リミテッド
基本方針	主として豪ドル建の公社債に投資を行い、信託財産の成長と毎月の安定した分配を目指します。
投資対象	豪ドル建の公社債を主要投資対象とします。
投資態度	<ul style="list-style-type: none"> ① 豪ドル建の国債、州政府債、国際機関債、社債、モーゲージ証券及び資産担保証券等を主要投資対象として運用を行います。投資を行う公社債は、原則として BBB-/Baa3 格以上の格付けを付与されたものとします。 ※ ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックス（為替ヘッジなし、円換算ベース（当該投資信託証券の運用会社が円ベースに換算したものです。））*を参考指標として運用を行います。 ② デュレーション・コントロール、セクター配分、銘柄選定の 3 つの戦略により超過収益の獲得を目指します。 ③ シナリオ・ディペンデンント・オプティマイゼーション (SDO) を活用したデュレーション・コントロールを行います。ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として参考指標のデュレーション±1 年とします。 ④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、基準価額は、円と豪ドルとの為替変動の影響を受けます。 ⑤ デリバティブ取引は、ヘッジ目的に限定して行うものとします。 ⑥ 資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 ⑦ ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーウェイ・リミテッドに、運用の指図に関する権限を委託します。
投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ① 株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以内とします。同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5%以内とします。 ② 新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以内とします。同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。 ③ 同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。 ④ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。 ⑤ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ⑥ 国債、州政府債、またはこれらと同等の信用を有する証券を除き、原則として一発行体の発行する証券の保有は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。ただし、当初設定時、純資産総額の過少な時期並びに大量解約の場合等は除外ものとします。 ⑦ デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスク及び為替変動リスクを回避する目的並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

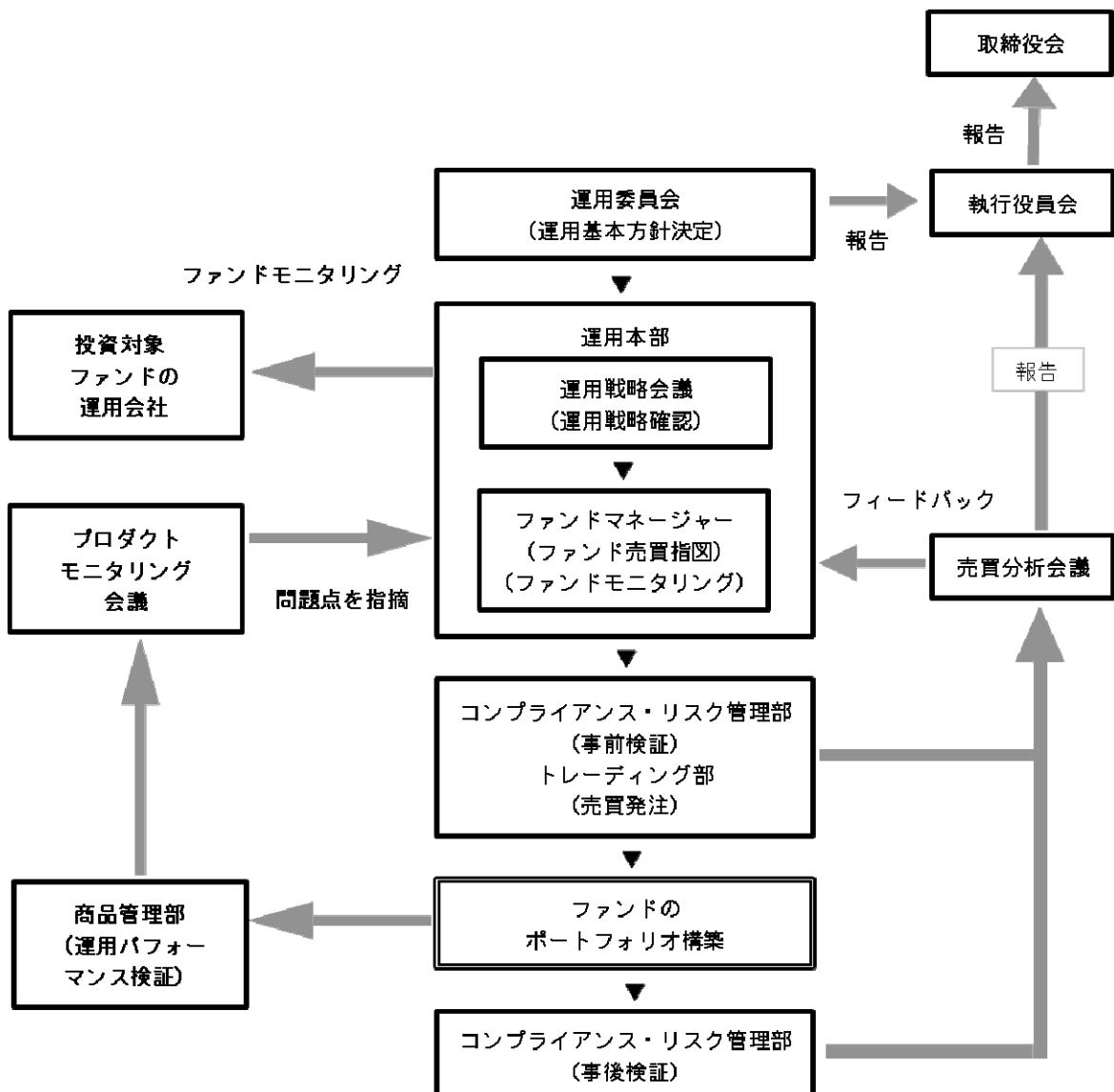
	<p>⑧ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。</p> <p>⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャー及びデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
決算日、分配方針	<p>毎月11日（休業日の場合は翌営業日。）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。</p> <p>① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。</p> <p>② 収益分配金額は、原則として繰越分を含めた受取利子・配当収益を中心に、基準価額水準等を勘案して当該投資信託証券の運用会社が決定します。ただし、信託約款に定める範囲内で、売買益をも源泉として分配を行うことがあります。また、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わない場合があります。</p> <p>③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p>
信託報酬	<p>純資産総額に対して年率0.506%（税抜0.46%）</p> <p>※投資顧問会社への報酬が含まれています。</p>
その他の費用	<p>申込手数料はありません。</p> <p>有価証券の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税、受託会社の立替えた立替金の利息、信託事務等に要する諸費用（監査費用、印刷等費用、受益権の管理事務費用等を含みます。）を、信託財産中から支弁します。</p>

* 「Bloomberg®」およびブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックスは、Bloomberg Finance L.P. および、同インデックスの管理者である Bloomberg Index Services Limited をはじめとする関連会社（以下、総称して「ブルームバーグ」）のサービスマークであり、フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社による特定の目的での使用のために使用許諾されています。ブルームバーグはフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社とは提携しており、また、フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社が運用するファンドを承認、支持、レビュー、推奨するものではありません。ブルームバーグは、フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社が運用するファンドに関連するいかなるデータもしくは情報の適時性、正確性、または完全性についても保証しません。

(3) 【運用体制】

■ 運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようにになります。



会議名または部署名	役割
運用委員会 (月1回開催)	運用本部が策定した投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃等を決定します。委員長は審議・検討結果を執行役員会へ報告します。 また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議・検討結果を取締役会へ報告します。
運用戦略会議 (月1回開催)	投資対象ファンドの運用戦略の確認を行います。
各運用部	ファンドマネージャーは、運用計画を策定し、運用計画に基づいて、投資対象ファンドの売買指図を行います。また、投資先ファンドの運用状況についてモニタリングを行います。
プロダクトモニタリング会議 (月1回開催)	運用のパフォーマンス向上等に資することを目的に、ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、各運用部に問題点を指摘して改善を促します。

売買分析会議 (月1回開催)	運用指図及び売買発注の事前検証及び事後検証に関する報告、法令諸規則及び約款等の遵守状況の検証に関する報告、及び運用リスク管理状況の検証に関する報告を行います。議長は会議の結果を執行役員会へ報告します。 また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、会議の結果を取締役会へ報告します。
業務審査委員会 (原則月1回開催)	運用指図や売買発注等において、事務処理ミスや法令諸規則違反等の適切な事案や事故が発生した場合に、その対応策や業務改善策等について審議し決定します。委員長はその結果を執行役員会へ報告します。 また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議事項等を取締役会へ報告します。
トレーディング部 (6名程度)	売買発注を行うとともに、最良執行の観点から検証・分析を行います。
コンプライアンス・ リスク管理部 (4~6名程度)	運用指図の事前検証および事後検証、法令諸規則及び約款等の遵守状況の確認等を行います。
商品管理部 (4~8名程度)	ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、各運用部にフィードバックを行います。 また、投資対象ファンドとしての適切性の確認を定期的および必要に応じて行います。

■ 社内規程

委託会社は、ファンドの運用に関する社内規程等において、運用を行うに当たって遵守すべき事項等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

また、委託会社では、「リスク管理規程」において運用に関するリスク（法令諸規則、運用財産の約款又は規約及び基本方針を逸脱した運用の実施、投資対象企業及び取引先の信用力低下、運用財産の資金の流動性低下等）を管理すべきリスクとして定め、運用本部及び運用本部から独立した部署がモニタリングや検証を通じて管理を行っています。

■ ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

委託会社は、投資対象ファンドについて、ファンド運営の適切性や運用の継続性等を確認したうえで投資を行うとともに、投資対象ファンドの運用状況や投資対象ファンドの運用会社の業務運営態勢等に関し継続的にモニタリングを行うとともに、その分析・検証・評価を定期的および必要に応じて行います。

※ 運用体制等につきましては、2024年11月末日現在のものであり、変更になることがあります。

(4) 【分配方針】

- 毎月 20 日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。

- a 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

繰越分を含めた配当等収益には、アジア・ニュージーランド債券マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。

- b 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案のうえ決定します。ただし、分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

- c 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

- 分配金再投資コースの場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。

(5) 【投資制限】

<約款に基づく投資制限>

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

■ 公社債の運用指図

国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）にかかる運用の指図は、買い現先取引（売戻条件付買入れ）に限り行うことができるものとします。

■ 資金の借入れ

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日

から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

- c 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
- d 借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

＜関係法令に基づく投資制限＞

委託会社は、投資信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

3 【投資リスク】

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、アジア・オセアニア地域の債券等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

<投資リスク>

■ 金利変動リスク

金利は、経済環境や物価動向、金融政策、経済政策等を反映して変動します。一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落し、金利が低下した場合には債券の価格は上昇します。

投資した債券の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した債券の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した債券の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対して円高は、外貨建資産の円換算額の減少により、ファンドの基準価額の下落要因となり、投資対象通貨に対して円安は、外貨建資産の円換算額の増加により、ファンドの基準価額の上昇要因となります。投資対象通貨に対する円高の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

債券や短期金融商品を投資対象としますので、元利支払いの不履行もしくは遅延の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ カントリーリスク

投資対象国・地域等における外貨不足等の経済的要因、政府の資産凍結等の政治的理由、社会情勢の混乱等の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

特に、新興国は、主要先進国と比較して、経済・政治・社会情勢等で脆弱または不安定な側面があることから、新興国のカントリーリスクは主要先進国に比べ高くなる傾向にあります。

■ 流動性リスク

有価証券等の時価総額が小さく、または取引量が少ないとき、市況が急変したとき、取引所等における取引が中止されたときまたは取引所等が閉鎖されたときには、有価証券等の売買価格が通常よりも著しく不利な価格となることや有価証券等の売却ができなくなる場合があります。

このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 組入債券の期限前償還のリスク

組入れた債券が期限前に償還された場合、償還された元本を別の債券等に再投資することになります。

すが、金利が低下している局面等では、再投資した債券の利回りが償還された債券の利回りより低くなる可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

<留意事項>

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金の支払が遅延する可能性があります。
- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるごとに、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

<投資リスクに対する管理体制>（2024年11月末日現在）

- ・ 運用委員会において運用に関する内規の制定及び改廃、個別ファンドに係る運用リスク管理に関する事項を決定します。
- ・ コンプライアンス・リスク管理部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款等（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

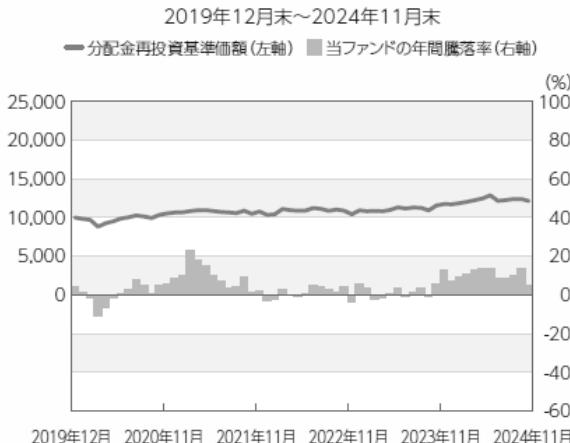
発注前の検証については、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるか否かについて伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行います。

発注後の検証については、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

- ・ 流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。執行役員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。
- ・ プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の格付け状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

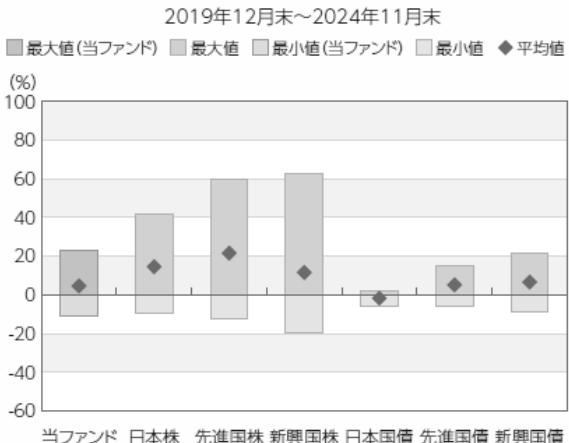


2019年12月 2020年11月 2021年11月 2022年11月 2023年11月 2024年11月

- *分配金再投資基準価額は、2019年12月末を10,000として指数化しております。
- 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。
- *年間騰落率は、2019年12月から2024年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
- 年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	22.9	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値	△ 11.2	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値	4.7	14.6	21.6	11.6	△ 1.6	5.3	6.7

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2019年12月から2024年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

*決算日に対応した数値とは異なります。

*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指標

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・ マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ ボンド・インデックス- エマージング- マーケット・グローバル・ ディバーシファイド (円ベース)	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指標について

騰落率は、データソースが提供する各指標をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、3.3%（税抜 3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

- ◆ 申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。
- ◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

お問合わせ先（照会先）

SBI岡三アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル 0120-048-214（受付時間：営業日の午前 9 時～午後 5 時）

ホームページ <https://www.sbiokasan-am.co.jp>

- ◆ 追加型証券投資信託「アジア・オセアニア債券オープン（1年決算型）」の受益者が、当該ファンドからのスイッチング（乗換え）により、同一の販売会社でファンドを買付ける場合には、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

ただし、ご換金時には、1 口当たり、解約請求受付日の翌営業日の基準価額の 0.10%が信託財産留保額として控除されます。

(3) 【信託報酬等】

■ 信託報酬の総額及びその配分

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年率 1.144%（税抜 1.04%）を乗じて得た額とします。信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間で次のように配分します。

委託会社	年率 0.44%（税抜 0.40%）	委託した資金の運用の対価です。
販売会社	年率 0.66%（税抜 0.60%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
受託会社	年率 0.044%（税抜 0.04%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

＜実質的な信託報酬の総額＞

「フランクリン・テンプルトン・オーストラリア債券ファンド（適格機関投資家専用）」の信託報酬は、計算期間を通じて毎日、当該ファンドの投資信託財産の純資産総額に年率 0.506%（税抜

0.46%) を乗じて得た額です。

「アジア・ニュージーランド債券マザーファンド」には、信託報酬はありません。

ファンドは、「フランクリン・テンプルトン・オーストラリア債券ファンド（適格機関投資家専用）」を組入れて運用を行いますので、ファンドの信託報酬に組入れた投資信託証券の信託報酬を含めた実質的な信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率 1.65%（税抜 1.5%）（上限）を乗じて得た額となります。

ただし、実質的な信託報酬は目安であり、組入れた投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

■ 信託報酬の支払い時期

毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

- ファンドの組入有価証券の売買委託手数料は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。また、投資対象とする投資信託証券の組入有価証券の売買委託手数料、先物・オプション取引等の売買委託手数料を間接的にご負担いただきます。なお、投資対象とする投資信託証券の取得申込み時および解約申込み時の手数料はありません。
- ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率 0.0132%（税抜 0.012%）を乗じて得た額とし、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。
- ファンドの解約に伴う支払資金の手当又は再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。
- ファンドの投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。なお、投資対象とする投資信託証券の投資信託財産に関する租税、投資信託財産に関する受託事務の処理に要する費用、海外における資産の保管等に要する費用等につきましては、間接的に受益者の負担となります。
- ※ その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

■ 個人受益者に対する課税

◆ 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告による総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

◆ 債還金および解約金に対する課税

債還価額および解約価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合には、原則として確定申告は不要です。

※ 債還時および解約時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能です。

債還時および解約時の差益（譲渡益）については、他の上場株式等の譲渡損と相殺することができ、損益通算が可能となります。

また、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等との損益通算も可能です。

2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
2014年1月1日以降 2037年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
2038年1月1日以降	20%（所得税15%、地方税5%）

■ 法人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに債還時及び解約時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
2014年1月1日以降 2037年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
2038年1月1日以降	15%（所得税15%）

※ 普通分配金、元本払戻金（特別分配金）とは

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」があります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本と同額の場合または上回っている場合には、分配金の全額が普通分配金となります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。元本払戻金（特別分配金）は、元本の一部払戻しに相当し、非課税扱いとなります。

※ 個別元本とは

個別元本とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されます。

ただし、複数の販売会社でファンドを買付けた場合は、販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても、複数口座でファンドを買付けた場合には口座ごとに、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」を併用する場合にはコースごとに、個別元本の算出が行われることがあります。

受益者が、元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、個別元本は、分配金発生時の個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額となります。

※ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

ファンドは、NISA の対象ではありません。

■ その他

- 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。
 - 買取請求による換金の場合の課税上の取扱い及び損益通算等につきましては、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
 - 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※ 上記の内容は 2024 年 11 月末日現在の情報に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書対象期間(2024年5月21日～2024年11月20日)の総経費率(年率)

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
1.57%	1.14%	0.43%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。)を対象期間中の平均受益権口数に対象期間中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※その他費用の比率は、投資先ファンドおよびマザーファンドが支払った費用を含みます。

※ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※上記の前提条件で算出されたもので、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては直近の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5 【運用状況】

2024年11月29日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

(1) 【投資状況】

アジア・オセアニア債券オープン（毎月決算型）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	12,438,181,946	79.50
親投資信託受益証券	日本	3,067,899,464	19.61
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	139,740,446	0.89
合計（純資産総額）		15,645,821,856	100.00

（参考）アジア・ニュージーランド債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	ニュージーランド	1,774,270,285	40.00
	マレーシア	1,333,202,896	30.06
	タイ	230,693,320	5.20
	インドネシア	882,215,600	19.89
	小計	4,220,382,101	95.14
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	215,466,324	4.86
合計（純資産総額）		4,435,848,425	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

アジア・オセアニア債券オープン（毎月決算型）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	F T・オーストラリア債券ファンド（適格機関投資家専用）	28,166,172,886	0.4528	12,753,643,082	0.4416	12,438,181,946	79.50
2	日本	親投資信託受益証券	アジア・ニュージーランド債券マザーファンド	1,436,417,017	2.1792	3,130,239,964	2.1358	3,067,899,464	19.61

（種類別投資比率）

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	79.50
親投資信託受益証券	19.61
合計	99.11

(参考) アジア・ニュージーランド債券マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	ニュージーランド	国債証券	NEW ZEALAND GVT 4.5	8,000,000	8,738.67	699,093,609	8,890.17	711,214,113	4.5	2035年5月15日	16.03
2	ニュージーランド	国債証券	NEW ZEALAND GVT 4.5	7,000,000	8,972.37	628,066,034	9,075.80	635,306,347	4.5	2030年5月15日	14.32
3	ニュージーランド	国債証券	NEW ZEALAND GVT 3	5,000,000	8,468.00	423,400,128	8,554.99	427,749,825	3	2029年4月20日	9.64
4	マレーシア	国債証券	MALAYSIA GOVT 2.632	12,000,000	3,169.70	380,364,325	3,176.42	381,171,010	2.632	2031年4月15日	8.59
5	インドネシア	国債証券	INDONESIA GOVT 7.5	38,000,000,000	0.98	375,205,350	0.98	372,981,590	7.5	2035年6月15日	8.41
6	マレーシア	国債証券	MALAYSIA GOVT 3.955	10,000,000	3,413.27	341,327,005	3,412.86	341,286,263	3.955	2025年9月15日	7.69
7	マレーシア	国債証券	MALAYSIA GOVT 3.582	10,000,000	3,332.09	333,209,224	3,343.36	334,336,411	3.582	2032年7月15日	7.54
8	インドネシア	国債証券	INDONESIA GOVT 7	30,000,000,000	0.95	287,322,750	0.95	286,710,000	7	2030年9月15日	6.46
9	マレーシア	国債証券	MALAYSIA GOVT 4.054	6,000,000	3,422.60	205,356,401	3,433.94	206,036,787	4.054	2039年4月18日	4.64
10	タイ	国債証券	THAILAND GOVT 3.35	30,000,000	471.63	141,490,800	475.05	142,516,440	3.35	2033年6月17日	3.21
11	インドネシア	国債証券	INDONESIA GOVT 10	12,000,000,000	1.04	125,450,160	1.03	124,367,160	10	2028年2月15日	2.80
12	インドネシア	国債証券	INDONESIA GOVT 11	10,000,000,000	0.98	98,238,550	0.98	98,156,850	11	2025年9月15日	2.21
13	タイ	国債証券	THAILAND GOVT 2.125	20,000,000	440.29	88,059,840	440.88	88,176,880	2.125	2026年12月17日	1.99
14	マレーシア	国債証券	MALAYSIA GOVT 4.504	2,000,000	3,513.42	70,268,534	3,518.62	70,372,425	4.504	2029年4月30日	1.59

(種類別投資比率)

種類	投資比率 (%)
国債証券	95.14
合計	95.14

②【投資不動産物件】

アジア・オセアニア債券オープン（毎月決算型）

該当事項はありません。

(参考) アジア・ニュージーランド債券マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

アジア・オセアニア債券オープン（毎月決算型）

該当事項はありません。

(参考) アジア・ニュージーランド債券マザーファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

アジア・オセアニア債券オープン（毎月決算型）

	純資産総額(円)	基準価額(円) (1口当たり)	
		(分配落)	(分配付)
第 11 特定期間末 (2015 年 5 月 20 日)	96,342,228,935	102,824,304,318	0.7720
第 12 特定期間末 (2015 年 11 月 20 日)	84,646,383,034	92,696,813,969	0.6611
第 13 特定期間末 (2016 年 5 月 20 日)	61,256,571,947	67,660,268,327	0.5666
第 14 特定期間末 (2016 年 11 月 21 日)	46,686,391,208	49,453,114,829	0.5427
第 15 特定期間末 (2017 年 5 月 22 日)	48,801,460,438	51,493,419,903	0.5335
第 16 特定期間末 (2017 年 11 月 20 日)	46,464,163,686	49,194,163,006	0.5185
第 17 特定期間末 (2018 年 5 月 21 日)	39,313,377,842	41,861,261,408	0.4808
第 18 特定期間末 (2018 年 11 月 20 日)	33,191,481,278	35,519,784,061	0.4498
第 19 特定期間末 (2019 年 5 月 20 日)	27,292,248,215	28,846,470,918	0.4205
第 20 特定期間末 (2019 年 11 月 20 日)	23,706,872,446	24,622,778,528	0.4085
第 21 特定期間末 (2020 年 5 月 20 日)	20,702,443,964	21,540,403,866	0.3786
第 22 特定期間末 (2020 年 11 月 20 日)	20,075,137,292	20,858,573,541	0.3943
第 23 特定期間末 (2021 年 5 月 20 日)	19,391,696,332	20,123,701,418	0.4065
第 24 特定期間末 (2021 年 11 月 22 日)	17,092,776,530	17,785,445,256	0.3803
第 25 特定期間末 (2022 年 5 月 20 日)	15,402,610,065	15,724,205,576	0.3729
第 26 特定期間末 (2022 年 11 月 21 日)	15,122,313,621	15,363,951,880	0.3786
第 27 特定期間末 (2023 年 5 月 22 日)	16,843,521,182	17,097,678,897	0.3765
第 28 特定期間末 (2023 年 11 月 20 日)	18,099,311,396	18,375,079,408	0.3858
第 29 特定期間末 (2024 年 5 月 20 日)	18,281,595,071	18,552,992,596	0.4166
第 30 特定期間末 (2024 年 11 月 20 日)	16,123,618,858	16,371,931,103	0.4051
2023 年 11 月末日	18,104,074,330	—	0.3875
12 月末日	18,172,485,609	—	0.3931
2024 年 1 月末日	17,901,364,649	—	0.3909
2 月末日	17,887,133,638	—	0.3947
3 月末日	17,940,116,790	—	0.3995
4 月末日	18,095,927,804	—	0.4056
5 月末日	17,902,032,622	—	0.4118
6 月末日	18,133,140,341	—	0.4244
7 月末日	16,862,583,503	—	0.3996
8 月末日	16,805,288,859	—	0.4019

9月末日	16,629,312,951	—	0.4052	—
10月末日	16,246,573,149	—	0.4047	—
11月末日	15,645,821,856	—	0.3954	—

②【分配の推移】

アジア・オセアニア債券オープン（毎月決算型）

	期間	分配金 (1口当たり)
第11特定期間	2014年11月21日～2015年5月20日	0.0600円
第12特定期間	2015年5月21日～2015年11月20日	0.0600円
第13特定期間	2015年11月21日～2016年5月20日	0.0550円
第14特定期間	2016年5月21日～2016年11月21日	0.0300円
第15特定期間	2016年11月22日～2017年5月22日	0.0300円
第16特定期間	2017年5月23日～2017年11月20日	0.0300円
第17特定期間	2017年11月21日～2018年5月21日	0.0300円
第18特定期間	2018年5月22日～2018年11月20日	0.0300円
第19特定期間	2018年11月21日～2019年5月20日	0.0225円
第20特定期間	2019年5月21日～2019年11月20日	0.0150円
第21特定期間	2019年11月21日～2020年5月20日	0.0150円
第22特定期間	2020年5月21日～2020年11月20日	0.0150円
第23特定期間	2020年11月21日～2021年5月20日	0.0150円
第24特定期間	2021年5月21日～2021年11月22日	0.0150円
第25特定期間	2021年11月23日～2022年5月20日	0.0075円
第26特定期間	2022年5月21日～2022年11月21日	0.0060円
第27特定期間	2022年11月22日～2023年5月22日	0.0060円
第28特定期間	2023年5月23日～2023年11月20日	0.0060円
第29特定期間	2023年11月21日～2024年5月20日	0.0060円
第30特定期間	2024年5月21日～2024年11月20日	0.0060円

③【収益率の推移】

アジア・オセアニア債券オープン（毎月決算型）

	期間	収益率 (%)
第11特定期間	2014年11月21日～2015年5月20日	△3.3
第12特定期間	2015年5月21日～2015年11月20日	△6.6
第13特定期間	2015年11月21日～2016年5月20日	△6.0
第14特定期間	2016年5月21日～2016年11月21日	1.1
第15特定期間	2016年11月22日～2017年5月22日	3.8
第16特定期間	2017年5月23日～2017年11月20日	2.8
第17特定期間	2017年11月21日～2018年5月21日	△1.5

第 18 特定期間	2018 年 5 月 22 日～2018 年 11 月 20 日	△0.2
第 19 特定期間	2018 年 11 月 21 日～2019 年 5 月 20 日	△1.5
第 20 特定期間	2019 年 5 月 21 日～2019 年 11 月 20 日	0.7
第 21 特定期間	2019 年 11 月 21 日～2020 年 5 月 20 日	△3.6
第 22 特定期間	2020 年 5 月 21 日～2020 年 11 月 20 日	8.1
第 23 特定期間	2020 年 11 月 21 日～2021 年 5 月 20 日	6.9
第 24 特定期間	2021 年 5 月 21 日～2021 年 11 月 22 日	△2.8
第 25 特定期間	2021 年 11 月 23 日～2022 年 5 月 20 日	0.0
第 26 特定期間	2022 年 5 月 21 日～2022 年 11 月 21 日	3.1
第 27 特定期間	2022 年 11 月 22 日～2023 年 5 月 22 日	1.0
第 28 特定期間	2023 年 5 月 23 日～2023 年 11 月 20 日	4.1
第 29 特定期間	2023 年 11 月 21 日～2024 年 5 月 20 日	9.5
第 30 特定期間	2024 年 5 月 21 日～2024 年 11 月 20 日	△1.3

(注) 収益率は期間騰落率です。小数点以下第 2 位を四捨五入しております。

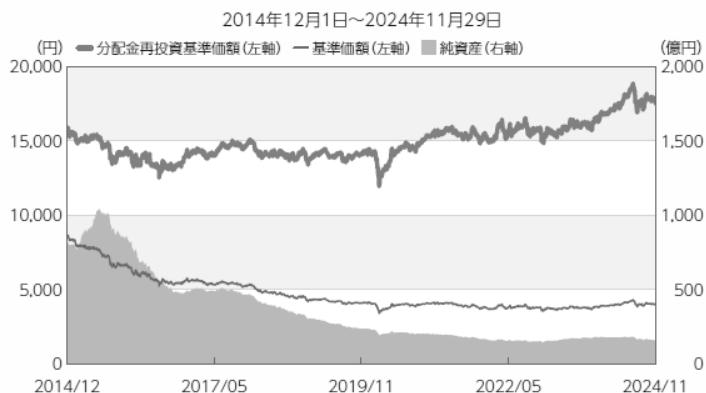
(4) 【設定及び解約の実績】

アジア・オセアニア債券オープン（毎月決算型）

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第 11 特定期間	48, 254, 337, 367	16, 654, 469, 060
第 12 特定期間	27, 262, 554, 774	24, 020, 540, 706
第 13 特定期間	15, 545, 400, 703	35, 462, 476, 393
第 14 特定期間	4, 472, 735, 963	26, 561, 125, 008
第 15 特定期間	17, 348, 170, 821	11, 890, 893, 911
第 16 特定期間	10, 891, 073, 584	12, 756, 183, 318
第 17 特定期間	5, 700, 520, 810	13, 546, 638, 957
第 18 特定期間	6, 934, 544, 052	14, 908, 813, 875
第 19 特定期間	3, 328, 833, 174	12, 221, 266, 529
第 20 特定期間	2, 555, 113, 846	9, 430, 757, 393
第 21 特定期間	922, 668, 318	4, 273, 556, 591
第 22 特定期間	870, 333, 996	4, 631, 124, 304
第 23 特定期間	773, 234, 977	3, 989, 294, 000
第 24 特定期間	947, 626, 922	3, 707, 889, 413
第 25 特定期間	1, 439, 398, 652	5, 073, 903, 074
第 26 特定期間	3, 237, 252, 356	4, 604, 367, 864
第 27 特定期間	7, 786, 322, 299	2, 988, 825, 791
第 28 特定期間	7, 044, 469, 989	4, 861, 683, 723
第 29 特定期間	442, 547, 588	3, 483, 898, 376
第 30 特定期間	1, 536, 003, 532	5, 608, 076, 814

運用実績

●基準価額・純資産の推移



2024年11月29日現在

●分配金の推移

2024年11月	10円
2024年10月	10円
2024年 9月	10円
2024年 8月	10円
2024年 7月	10円
直近1年累計	120円
設定来累計	10,160円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後です。
※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。
※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

●主な資産の状況

組入ファンド

ファンド名	純資産比率
フランクリン・テンプルトン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)	79.50%
アジア・ニュージーランド債券マザーファンド	19.61%

組入上位銘柄

※組入銘柄は、上位5銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

フランクリン・テンプルトン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)

銘柄名	償還日	利率	国/地域	純資産比率
AUSTRALIAN GOVT	2035/6/21	2.750%	オーストラリア	3.08%
AUSTRALIAN GOVT	2041/5/21	2.750%	オーストラリア	2.34%
AUSTRALIAN GOVT	2037/4/21	3.750%	オーストラリア	2.16%
NEW S WALES TREASURY	2031/3/20	2.000%	オーストラリア	1.97%
TREASURY CORP VICTORIA	2035/9/17	2.000%	オーストラリア	1.59%

※比率はフランクリン・テンプルトン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)の純資産総額に対する比率です。

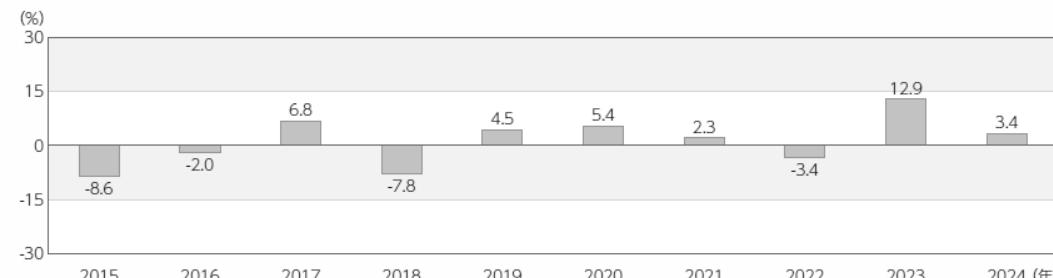
※フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社のデータを基にSBI岡三アセットマネジメントが作成しています。

アジア・ニュージーランド債券マザーファンド

銘柄名	償還日	利率	国/地域	純資産比率
NEW ZEALAND GVT 4.5	2035/05/15	4.500%	ニュージーランド	16.03%
NEW ZEALAND GVT 4.5	2030/05/15	4.500%	ニュージーランド	14.32%
NEW ZEALAND GVT 3	2029/04/20	3.000%	ニュージーランド	9.64%
MALAYSIA GOVT 2.632	2031/04/15	2.632%	マレーシア	8.59%
INDONESIA GOV'T 7.5	2035/06/15	7.500%	インドネシア	8.41%

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

●年間收益率の推移(暦年ベース)



※ファンドにはベンチマークはありません。

※2024年は年初から11月末までの收益率を示しています。

※ファンドの年間收益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

○
ファンドの
目的・特色

○
投資
リスク

○
運用実績

○
手数料等

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

■ 取得申込受付日

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に行なうことができます。

ただし、委託会社は、投資対象とする投資信託証券にかかる取得申込みの受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することや、すでに受けた取得申込みの受付を取消することができるものとします。

■ 取得申込不可日

以下に該当する日は、「申込不可日」として、取得申込みの受付を行いません。

- ・ オーストラリア証券取引所の休業日およびその前営業日
 - ・ シドニーまたはメルボルンの銀行の休業日およびその前営業日
- ◆ 「申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

■ 取得申込受付時間

原則として、取得の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを見当の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

■ 取得申込手続

- ・ 取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ・ 取得申込方法には、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。ファンドからお支払いする収益分配金のお受取りをご希望される取得申込者は「分配金受取りコース」を、収益分配金を自動的に再投資することをご希望される取得申込者は「分配金再投資コース」をお申込み下さい。
- ・ 「分配金再投資コース」を選択された取得申込者は、販売会社との間で、ファンドに係る累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定するものを含みます。）に基づく収益分配金の再投資等に係る契約を結んでいただきます。また、分配金再投資コースで「定時定額購入サービス」をご利用の取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行っていただきます。

- 申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認ください。
- 申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、ファンドに係る累積投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、決算日の基準価額とします。
- 申込代金は、申込価額に申込口数を乗じて得た額に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した額です。
- 申込代金は、販売会社が定める期日までに販売会社でお支払い下さい。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

申込（販売）手続等に関するお問合わせ先（照会先）

SBI岡三アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル 0120-048-214（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sbiokasan-am.co.jp>

2 【換金（解約）手続等】

■ 換金申込受付日

受益者は、販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に、販売会社を通じて、換金の請求をすることができます。

■ 換金申込不可日

以下に該当する日は、「申込不可日」として、換金申込みの受付を行いません。

- オーストラリア証券取引所の休業日およびその前営業日
- シドニーまたはメルボルンの銀行の休業日およびその前営業日
- 「申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

■ 換金申込受付時間

原則として、換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

■ 解約請求制による換金手續

- 受益者は、取得申込みを取り扱った販売会社を通じて委託会社に、販売会社の定める単位をもって、解約の請求をすることができます。
- 解約単位につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。
- 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- 解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.10%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。解約価額については、取得申込みを取り扱った販

売会社にお問い合わせ下さい。

- ・解約手数料はありません。
- ・解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、7営業日目から販売会社を通じてお支払いします。

なお、投資対象とする投資信託証券にかかる解約請求の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約代金の支払日が遅延する場合があります。

■ 解約請求の受付の中止及び取消

- ・委託会社は、投資対象とする投資信託証券にかかる解約請求の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受けた解約請求の受付を取消すことができるものとします。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当該受付再開後の最初の基準価額の計算日（ただし、申込不可日を除きます。）に解約請求を受けたものとして計算された価額とします。

※ 買取によるご換金については、販売会社にお問い合わせ下さい。

換金（解約）手続等に関するお問合わせ先（照会先）

SBI岡三アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル 0120-048-214（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sbiokasan-am.co.jp>

3 【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

■ 基準価額の計算方法

基準価額は、投資信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、基準価額は、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

■ 投資信託証券の評価

内国投資信託証券は、投資信託証券の基準価額で評価します。

マザーファンドは、マザーファンドの基準価額で評価します。

■ 債券の評価

投資信託証券を通じて投資する債券は、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場を除く。）又は価格情報会社の提供する価額等で評価します。

■ 基準価額に関する照会方法等

基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。

お問合わせ先（照会先）

SBI岡三アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル 0120-048-214（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sbiokasan-am.co.jp>

なお、基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞に1万口当たりで掲載されます。掲載に関する権利は株式会社日本経済新聞社にあり、掲載されない場合もあります。

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

信託期間は、2009年12月17日から無期限とします。

ただし、投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

（4）【計算期間】

計算期間は、原則として、毎月21日から翌月20日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（5）【その他】

■ 投資信託契約の解約（繰上償還）

- a 委託会社は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が5億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、aの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c bの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- e b から d までの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって b から d までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

■ 投資信託契約に関する監督官庁の命令

- a 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、投資信託約款の変更等の規定にしたがいます。

■ 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b a の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、投資信託約款の変更等の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。

■ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することができ、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することができます。
- b 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることができます。

■ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、投資信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

■ 投資信託約款の変更等

- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款は、この投資信託約款の変更等に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b 委託会社は、a の事項（投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- c bの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f bからeまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g aからfまでの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

■ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約（繰上償還）または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

■ 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、「他の受益者の氏名または名称および住所」、「他の受益者が有する受益権の内容」の開示の請求を行うことはできません。

■ 運用報告書の交付

委託会社は、毎特定期間（原則として、毎年5月21日から11月20日まで、11月21日から翌年5月20日までとします。）終了後および償還時に、期中の運用経過等を記載した交付運用報告書を作成し、知れている受益者に、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

<https://www.sbiokasan-am.co.jp>

■ 公告

委託会社が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.sbiokasan-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

■ 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することができます。

この場合、株式会社日本カストディ銀行は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

■ 関係法人との契約の更改等に関する手続等

◆ 販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から 1 年で、期間満了の 3 カ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に 1 年間更新され、その後も同様とします。

◆ 変更内容の開示

販売会社との契約または投資信託約款を変更した場合において、委託会社が変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

4 【受益者の権利等】

■ ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

■ 収益分配金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。前記にかかわらず、分配金再投資コースのあるファンドで当該コースを申込んだ受益者に対しては、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し、計算期間終了日の基準価額をもって収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

受益者が、収益分配金について支払い開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

- ◆ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。

受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

- ◆ 儻還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。

■ 換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。

■ 書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第30特定期間(2024年5月21日から2024年11月20日まで)の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年1月10日

SBI岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 榎倉昭夫
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大橋 瞳
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「アジア・オセアニア債券オープン（毎月決算型）」の2024年5月21日から2024年11月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「アジア・オセアニア債券オープン（毎月決算型）」の2024年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBI岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

S B I 岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【アジア・オセアニア債券オープン（毎月決算型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 29 特定期間末 (2024 年 5 月 20 日現在)	第 30 特定期間末 (2024 年 11 月 20 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	18, 227, 496	24, 966, 496
コール・ローン	252, 028, 095	215, 436, 687
投資信託受益証券	14, 572, 612, 154	12, 803, 742, 661
親投資信託受益証券	3, 585, 337, 050	3, 165, 432, 138
未収利息	379	1, 209
流動資産合計	18, 428, 205, 174	16, 209, 579, 191
資産合計	18, 428, 205, 174	16, 209, 579, 191
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	43, 877, 718	39, 805, 645
未払解約金	86, 763, 060	30, 768, 837
未払受託者報酬	607, 198	585, 015
未払委託者報酬	15, 179, 977	14, 625, 342
その他未払費用	182, 150	175, 494
流動負債合計	146, 610, 103	85, 960, 333
負債合計	146, 610, 103	85, 960, 333
純資産の部		
元本等		
元本	*143, 877, 718, 847	*139, 805, 645, 565
剩余金		
期末剩余金又は期末欠損金（△）	△25, 596, 123, 776	△23, 682, 026, 707
（分配準備積立金）	2, 828, 060	373, 788
元本等合計	18, 281, 595, 071	16, 123, 618, 858
純資産合計	*18, 281, 595, 071	*16, 123, 618, 858
負債純資産合計	18, 428, 205, 174	16, 209, 579, 191

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第 29 特定期間 自 2023 年 11 月 21 日 至 2024 年 5 月 20 日	第 30 特定期間 自 2024 年 5 月 21 日 至 2024 年 11 月 20 日
営業収益		
受取配当金	233, 647, 307	212, 515, 064
受取利息	19, 435	162, 834
有価証券売買等損益	1, 526, 166, 965	△360, 774, 405
営業収益合計	1, 759, 833, 707	△148, 096, 507
営業費用		
支払利息	15, 579	-
受託者報酬	3, 932, 487	3, 780, 703
委託者報酬	98, 312, 182	94, 517, 500
その他費用	1, 185, 817	1, 134, 145
営業費用合計	103, 446, 065	99, 432, 348
営業利益又は営業損失 (△)	1, 656, 387, 642	△247, 528, 855
経常利益又は経常損失 (△)	1, 656, 387, 642	△247, 528, 855
当期純利益又は当期純損失 (△)	1, 656, 387, 642	△247, 528, 855
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	5, 641, 303	△9, 937, 949
期首剩余金又は期首次損金 (△)	△28, 819, 758, 239	△25, 596, 123, 776
剩余金増加額又は欠損金減少額	2, 114, 092, 022	3, 318, 640, 887
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	2, 114, 092, 022	3, 318, 640, 887
剩余金減少額又は欠損金増加額	269, 806, 373	918, 640, 667
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	269, 806, 373	918, 640, 667
分配金	*1271, 397, 525	*1248, 312, 245
期末剩余金又は期末欠損金 (△)	△25, 596, 123, 776	△23, 682, 026, 707

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	期別	第30特定期間 自 2024年5月21日 至 2024年11月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		<p>親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準		<p>受取配当金 原則として、投資信託の分配落ち日に計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		<p>計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、6カ月未満であるため財務諸表を6カ月毎に作成しており、2024年5月21日から2024年11月20日までを特定期間としております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

第29特定期間末 (2024年5月20日現在)	第30特定期間末 (2024年11月20日現在)
*1. 当該特定期間の末日における受益権の総数 43,877,718,847口	*1. 当該特定期間の末日における受益権の総数 39,805,645,565口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 25,596,123,776円	2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 23,682,026,707円
*3. 当該特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.4166円 (10,000口当たりの純資産額 4,166円)	*3. 当該特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.4051円 (10,000口当たりの純資産額 4,051円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第29特定期間 自 2023年11月21日 至 2024年5月20日	第30特定期間 自 2024年5月21日 至 2024年11月20日
<p>*1. 分配金の計算過程 第168 計算期間(2023年11月21日～2023年12月20日) 費用控除後の配当等収A 益額 48,349,587円 費用控除後・繰越欠損B 0円 金補填後の有価証券売 買等損益額 収益調整金額 C 2,608,336,251円 分配準備積立金額 D 4,114,288円 当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D 2,660,800,126円</p>	<p>*1. 分配金の計算過程 第174 計算期間(2024年5月21日～2024年6月20日) 費用控除後の配当等収A 益額 44,547,756円 費用控除後・繰越欠損B 0円 金補填後の有価証券売 買等損益額 収益調整金額 C 2,399,758,870円 分配準備積立金額 D 3,020,894円 当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D 2,447,327,520円</p>

収益額			収益額		
当ファンドの期末残存F 口数	46,404,654,106 口		当ファンドの期末残存F 口数	42,963,001,411 口	
10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000	573 円		10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000	569 円	
分配対象額			分配対象額		
10,000 口当たり分配 H 金額	10 円		10,000 口当たり分配 H 金額	10 円	
収益分配金金額 I=F*H/10,000	46,404,654 円		収益分配金金額 I=F*H/10,000	42,963,001 円	
第169 計算期間(2023 年 12 月 21 日～2024 年 1 月 22 日)			第175 計算期間(2024 年 6 月 21 日～2024 年 7 月 22 日)		
費用控除後の配当等収 A 益額	32,919,988 円		費用控除後の配当等収 A 益額	28,967,442 円	
費用控除後・繰越欠損 B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0 円		費用控除後・繰越欠損 B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0 円	
収益調整金額 C	2,584,051,682 円		収益調整金額 C	2,362,807,653 円	
分配準備積立金額 D	6,060,872 円		分配準備積立金額 D	4,541,607 円	
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	2,623,032,542 円		当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	2,396,316,702 円	
収益額			収益額		
当ファンドの期末残存F 口数	45,971,821,512 口		当ファンドの期末残存F 口数	42,300,758,073 口	
10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000	570 円		10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000	566 円	
分配対象額			分配対象額		
10,000 口当たり分配 H 金額	10 円		10,000 口当たり分配 H 金額	10 円	
収益分配金金額 I=F*H/10,000	45,971,821 円		収益分配金金額 I=F*H/10,000	42,300,758 円	
第170 計算期間(2024 年 1 月 23 日～2024 年 2 月 20 日)			第176 計算期間(2024 年 7 月 23 日～2024 年 8 月 20 日)		
費用控除後の配当等収 A 益額	46,503,484 円		費用控除後の配当等収 A 益額	29,925,006 円	
費用控除後・繰越欠損 B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0 円		費用控除後・繰越欠損 B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0 円	
収益調整金額 C	2,547,133,925 円		収益調整金額 C	2,336,462,483 円	
分配準備積立金額 D	0 円		分配準備積立金額 D	0 円	
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	2,593,637,409 円		当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	2,366,387,489 円	
収益額			収益額		
当ファンドの期末残存F 口数	45,437,911,656 口		当ファンドの期末残存F 口数	41,983,494,221 口	
10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000	570 円		10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000	563 円	
分配対象額			分配対象額		
10,000 口当たり分配 H 金額	10 円		10,000 口当たり分配 H 金額	10 円	
収益分配金金額 I=F*H/10,000	45,437,911 円		収益分配金金額 I=F*H/10,000	41,983,494 円	
第171 計算期間(2024 年 2 月 21 日～2024 年 3 月 21 日)			第177 計算期間(2024 年 8 月 21 日～2024 年 9 月 20 日)		
費用控除後の配当等収 A 益額	47,909,471 円		費用控除後の配当等収 A 益額	29,253,556 円	
費用控除後・繰越欠損 B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0 円		費用控除後・繰越欠損 B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0 円	
収益調整金額 C	2,523,532,374 円		収益調整金額 C	2,267,311,648 円	
分配準備積立金額 D	1,060,624 円		分配準備積立金額 D	0 円	
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	2,572,502,469 円		当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	2,296,565,204 円	
収益額			収益額		
当ファンドの期末残存F 口数	45,016,839,033 口		当ファンドの期末残存F 口数	40,949,362,780 口	
10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000	571 円		10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000	560 円	
分配対象額			分配対象額		

10,000 口当たり分配 H 金額	10 円	10,000 口当たり分配 H 金額	10 円
収益分配金金額 I=F*H/10,000	45,016,839 円	収益分配金金額 I=F*H/10,000	40,949,362 円
第 172 計算期間(2024 年 3 月 22 日～2024 年 4 月 22 日)		第 178 計算期間(2024 年 9 月 21 日～2024 年 10 月 21 日)	
費用控除後の配当等収 A 益額	31,617,084 円	費用控除後の配当等収 A 益額	43,232,644 円
費用控除後・繰越欠損 B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0 円	費用控除後・繰越欠損 B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0 円
収益調整金額 C	2,505,198,068 円	収益調整金額 C	2,220,433,223 円
分配準備積立金額 D	4,001,100 円	分配準備積立金額 D	0 円
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D 収益額	2,540,816,252 円	当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D 収益額	2,263,665,867 円
当ファンドの期末残存 F 口数	44,688,582,682 口	当ファンドの期末残存 F 口数	40,309,985,532 口
10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000 分配対象額	568 円	10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000 分配対象額	561 円
10,000 口当たり分配 H 金額	10 円	10,000 口当たり分配 H 金額	10 円
収益分配金金額 I=F*H/10,000	44,688,582 円	収益分配金金額 I=F*H/10,000	40,309,985 円
第 173 計算期間(2024 年 4 月 23 日～2024 年 5 月 20 日)		第 179 計算期間(2024 年 10 月 22 日～2024 年 11 月 20 日)	
費用控除後の配当等収 A 益額	46,705,778 円	費用控除後の配当等収 A 益額	37,236,850 円
費用控除後・繰越欠損 B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0 円	費用控除後・繰越欠損 B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0 円
収益調整金額 C	2,450,843,098 円	収益調整金額 C	2,192,701,787 円
分配準備積立金額 D	0 円	分配準備積立金額 D	2,942,583 円
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D 収益額	2,497,548,876 円	当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D 収益額	2,232,881,220 円
当ファンドの期末残存 F 口数	43,877,718,847 口	当ファンドの期末残存 F 口数	39,805,645,565 口
10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000 分配対象額	569 円	10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000 分配対象額	560 円
10,000 口当たり分配 H 金額	10 円	10,000 口当たり分配 H 金額	10 円
収益分配金金額 I=F*H/10,000	43,877,718 円	収益分配金金額 I=F*H/10,000	39,805,645 円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	期 別	第 29 特定期間 自 2023 年 11 月 21 日 至 2024 年 5 月 20 日	第 30 特定期間 自 2024 年 5 月 21 日 至 2024 年 11 月 20 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左	
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に 係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「(4) 附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その	同左	

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。</p> <p>当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。</p>	<p>当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。</p>
-------------------	--	---

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	期 別	第 29 特定期間末 (2024 年 5 月 20 日現在)	第 30 特定期間末 (2024 年 11 月 20 日現在)
1. 貸借対照表額、時価及び差額		貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法		時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第 29 特定期間 自 2023 年 11 月 21 日 至 2024 年 5 月 20 日	第 30 特定期間 自 2024 年 5 月 21 日 至 2024 年 11 月 20 日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第 30 特定期間 自 2024 年 5 月 21 日 至 2024 年 11 月 20 日
該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

	第 29 特定期間末 (2024 年 5 月 20 日現在)	第 30 特定期間末 (2024 年 11 月 20 日現在)
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額	46,919,069,635 円	期首元本額
期中追加設定元本額	442,547,588 円	期中追加設定元本額
期中一部解約元本額	3,483,898,376 円	期中一部解約元本額
		43,877,718,847 円
		1,536,003,532 円
		5,608,076,814 円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の最終の計算期間の損益に含まれた評価差額

第 29 特定期間末 (2024 年 5 月 20 日現在)

(単位 : 円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	728, 161, 834
親投資信託受益証券	154, 380, 512
合計	882, 542, 346

第 30 特定期間末 (2024 年 11 月 20 日現在)

(単位 : 円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	48, 070, 588
親投資信託受益証券	4, 648, 210
合計	52, 718, 798

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

1. 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	F T・オーストラリア債券ファンド (適格機関投資家専用)	28, 276, 816, 833	12, 803, 742, 661	
		銘柄数：1 組入時価比率：79. 4%	28, 276, 816, 833	12, 803, 742, 661 100. 0%	
	合計	投資信託受益証券合計		12, 803, 742, 661	
親投資信託受益証券	日本円	アジア・ニュージーランド債券マザーファンド	1, 452, 566, 143	3, 165, 432, 138	
		銘柄数：1 組入時価比率：19. 6%	1, 452, 566, 143	3, 165, 432, 138 100. 0%	
	合計	親投資信託受益証券合計		3, 165, 432, 138	
合計				15, 969, 174, 799	

(注) 1. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2. 親投資信託受益証券及び投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「アジア・ニュージーランド債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

アジア・ニュージーランド債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	注記番号	2024年5月20日現在	2024年11月20日現在
			金額	金額
資産の部				
流動資産				
預金			398,390,673	32,531,799
金銭信託			18,041,575	14,835,742
コール・ローン			249,457,391	128,018,096
国債証券			5,187,604,352	4,378,106,786
未収利息			32,995,897	30,773,420
前払費用			1,130,724	2,008,216
流動資産合計			5,887,620,612	4,586,274,059
資産合計			5,887,620,612	4,586,274,059
負債の部				
流動負債				
派生商品評価勘定			689,983	-
未払金			438,413,204	-
未払解約金			-	25,000,000
流動負債合計			439,103,187	25,000,000
負債合計			439,103,187	25,000,000
純資産の部				
元本等				
元本		*1	2,539,083,673	2,093,069,145
剰余金				
剰余金又は欠損金（△）			2,909,433,752	2,468,204,914
元本等合計			5,448,517,425	4,561,274,059
純資産合計			5,448,517,425	4,561,274,059
負債純資産合計			5,887,620,612	4,586,274,059

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	自 2024 年 5 月 21 日 至 2024 年 11 月 20 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、償還日までの残存期間が 1 年以内の債券について、価格変動性が限定的で、償却原価法による評価が合理的であり、かつ受益者の利益を害しないと委託会社が判断した場合は、償却原価法によって評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条及び第 61 条に基づいております。

(貸借対照表に関する注記)

2024 年 5 月 20 日現在	2024 年 11 月 20 日現在
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 2, 539, 083, 673 口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 2, 093, 069, 145 口
*2. 当該計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たりの純資産額 2. 1459 円 (10, 000 口当たりの純資産額 21, 459 円)	*2. 当該計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たりの純資産額 2. 1792 円 (10, 000 口当たりの純資産額 21, 792 円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

期 別 項 目	自 2023 年 11 月 21 日 至 2024 年 5 月 20 日	自 2024 年 5 月 21 日 至 2024 年 11 月 20 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債	同左

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。</p> <p>なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図ることを目的とした為替予約取引を利用しております。為替予約取引の主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスクです。</p>	<p>当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。</p> <p>なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行ております。</p>
--------------------------	---	---

2. 金融商品の時価等に関する事項

期 別 項 目	2024年 5月 20日現在	2024年 11月 20日現在
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引の時価に関する契約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	—

(その他の注記)

1. 元本の移動

2024年 5月 20日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2023年 11月 21日
期首元本額	2,677,784,729 円
期首より 2024年 5月 20日までの追加設定元本額	2,558,854 円
期首より 2024年 5月 20日までの一部解約元本額	141,259,910 円
期末元本額	2,539,083,673 円
2024年 5月 20日現在の元本の内訳（＊）	
アジア・オセアニア債券オープン（毎月決算型）	1,670,784,776 円
三重県応援・債券ファンド（毎月決算型）	340,588,970 円
アジア・オセアニア債券オープン（1年決算型）	446,750,581 円
三重県応援・債券ファンド（1年決算型）	80,959,346 円

2024年 11月 20日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2024年 5月 21日
期首元本額	2,539,083,673 円
期首より 2024年 11月 20日までの追加設定元本額	2,318,035 円
期首より 2024年 11月 20日までの一部解約元本額	448,332,563 円
期末元本額	2,093,069,145 円
2024年 11月 20日現在の元本の内訳（＊）	
アジア・オセアニア債券オープン（毎月決算型）	1,452,566,143 円
三重県応援・債券ファンド（毎月決算型）	260,431,440 円
アジア・オセアニア債券オープン（1年決算型）	334,620,570 円
三重県応援・債券ファンド（1年決算型）	45,450,992 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

2024年 5月 20日現在

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	55,422,132
合計	55,422,132

2024年 11月 20日現在

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△26,880,451
合計	△26,880,451

3. デリバティブ取引関係
取引の時価等に関する事項

2024年5月20日現在

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
			うち1年超	
市場取引以外の取引	為替予約取引			
	買建			
	マレーシアリンギット	142,153,577	—	142,081,795 △71,782
	売建			
	インドネシアルピア	97,097,403	—	97,715,604 △618,201
合計		239,250,980	—	239,797,399 △689,983

(注) 時価の算定方法

・為替予約取引

- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

2024年11月20日現在

該当事項はありません。

附属明細表

1. 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GVT 3	5,000,000.00	4,764,800.00	
		NEW ZEALAND GVT 4.5	7,000,000.00	7,068,040.00	
		NEW ZEALAND GVT 4.5	8,000,000.00	7,867,360.00	

	計	銘柄数 : 3 組入時価比率 : 39. 6%	20,000,000.00 (1,806,311,338)	19,700,200.00 41.3%	
タイバーツ	THAILAND GOVT 2. 125	20,000,000.00	20,013,600.00		
	THAILAND GOVT 3. 35	30,000,000.00	32,157,000.00		
計	銘柄数 : 2 組入時価比率 : 5. 1%	50,000,000.00	52,170,600.00 (234,245,994)	52,170,600.00 5. 4%	
	MALAYSIA GOVT 2. 632 MALAYSIA GOVT 3. 582 MALAYSIA GOVT 3. 955 MALAYSIA GOVT 4. 054 MALAYSIA GOVT 4. 504	14,000,000.00 10,000,000.00 10,000,000.00 6,000,000.00 2,000,000.00	13,070,820.00 9,814,300.00 10,053,400.00 6,048,540.00 2,069,680.00	13,070,820.00 9,814,300.00 10,053,400.00 6,048,540.00 2,069,680.00	
マレーシアリンクット	銘柄数 : 5 組入時価比率 : 31. 2%	42,000,000.00	41,056,740.00 (1,423,346,850)	41,056,740.00 32.5%	
	INDONESIA GOV' T 10 INDONESIA GOV' T 11 INDONESIA GOV' T 7 INDONESIA GOV' T 7. 5	12,000,000,000.00 10,000,000,000.00 30,000,000,000.00 38,000,000,000.00	13,205,280,000.00 10,340,900,000.00 30,244,500,000.00 39,495,300,000.00	13,205,280,000.00 10,340,900,000.00 30,244,500,000.00 39,495,300,000.00	
インドネシアルピア	銘柄数 : 4 組入時価比率 : 20. 0%	90,000,000,000.00	93,285,980,000.00 (914,202,604)	93,285,980,000.00 20.9%	
	合計			4,378,106,786 (4,378,106,786)	

(注)1. 小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

フランクリン・テンプルトン・オーストラリア債券ファンド（適格機関投資家専用）

ファンドは、フランクリン・テンプルトン・オーストラリア債券ファンド（適格機関投資家専用）を主要投資対象としております。

以下の経理状況は、フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社から提供された財務諸表です。

ファンドの経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は 6 カ月未満であるため、財務諸表は 6 カ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、当特定期間（2024 年 1 月 12 日から 2024 年 7 月 11 日まで）の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による監査を受けております。
その監査報告書は、該当する財務諸表の直前に添付しております。

1 財務諸表

フランクリン・テンプルトン・オーストラリア債券ファンド（適格機関投資家専用）

（1）貸借対照表

（単位：円）

	前期 2024年1月11日現在	当期 2024年7月11日現在
資産の部		
流動資産		
預金	88,733,768	92,225,928
コール・ローン	1,103,129,753	192,534,429
国債証券	15,258,730,645	15,673,942,227
地方債証券	21,995,268,544	23,168,086,907
特殊債券	4,567,223,178	3,377,051,179
社債券	45,376,336,608	46,242,676,691
未収入金	104,326,213	627,077,053
未収利息	705,225,274	733,127,110
前払費用	15,613,398	14,090,756
その他未収収益	29,972,144	9,895,182
差入委託証拠金	1,799,573	2,043,986
流動資産合計	<hr/> 89,246,359,098	90,132,751,448
資産合計	<hr/> 89,246,359,098	90,132,751,448
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,055,704	3,243,056
未払金	48,676,583	87,280,000
未払収益分配金	245,023,318	222,122,392
未払解約金	-	117,039,998
未払受託者報酬	827,751	798,992
未払委託者報酬	37,248,627	35,954,603
未払利息	3,082	-
その他未払費用	281,633	281,334
流動負債合計	333,116,698	466,720,375
負債合計	<hr/> 333,116,698	466,720,375
純資産の部		
元本等		
元本	204,186,098,511	185,101,993,667
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△115,272,856,111	△95,435,962,594
(分配準備積立金)	12,598,462	99,212,225
元本等合計	88,913,242,400	89,666,031,073
純資産合計	88,913,242,400	89,666,031,073
負債純資産合計	<hr/> 89,246,359,098	90,132,751,448

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	前期	当期
	自 2023年7月12日 至 2024年1月11日	自 2024年1月12日 至 2024年7月11日
営業収益		
受取利息	1, 538, 341, 689	1, 516, 621, 921
有価証券売買等損益	2, 197, 052, 128	△210, 858, 308
派生商品取引等損益	75, 160, 943	-
為替差損益	2, 840, 407, 028	9, 601, 840, 501
その他収益	20, 880, 157	19, 800, 605
営業収益合計	6, 671, 841, 945	10, 927, 404, 719
営業費用		
支払利息	360, 450	87, 354
受託者報酬	4, 945, 698	4, 791, 533
委託者報酬	222, 556, 295	215, 618, 813
その他費用	5, 362, 199	5, 472, 870
営業費用合計	233, 224, 642	225, 970, 570
営業利益又は営業損失（△）	6, 438, 617, 303	10, 701, 434, 149
経常利益又は経常損失（△）	6, 438, 617, 303	10, 701, 434, 149
当期純利益又は当期純損失（△）	6, 438, 617, 303	10, 701, 434, 149
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	95, 189, 935	57, 759, 082
期首剰余金又は期首次損金（△）	△127, 684, 050, 422	△115, 272, 856, 111
剰余金増加額又は欠損金減少額	11, 867, 843, 857	10, 851, 149, 532
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11, 867, 843, 857	10, 851, 149, 532
剰余金減少額又は欠損金増加額	4, 271, 263, 092	267, 496, 602
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4, 271, 263, 092	267, 496, 602
分配金	1, 528, 813, 822	1, 390, 434, 480
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△115, 272, 856, 111	△95, 435, 962, 594

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期 自 2024年 1月 12日 至 2024年 7月 11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券・地方債証券・特殊債券・社債券 移動平均法（買付約定後、最初の利払日までは個別法）に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(未適用の会計基準等に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

前期 2024年 1月 11日現在	当期 2024年 7月 11日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 204,186,098,511 口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 185,101,993,667 口
2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 115,272,856,111 円	2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 95,435,962,594 円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 0.4355 円 (一万口当たり純資産額) (4,355 円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 0.4844 円 (一万口当たり純資産額) (4,844 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期 自 2023年 7月 12日 至 2024年 1月 11日	当期 自 2024年 1月 12日 至 2024年 7月 11日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額の100分の96相当額を支払っております。	同左
2. 分配金の計算過程	2023年 7月 12日から 2023年 8月 14日までの計算期間	2024年 1月 12日から 2024年 2月 13日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 収益調整金額 分配準備積立金額	269,770,385 円 －円 4,593,256,145 円 －円	232,643,874 円 －円 4,187,718,106 円 12,385,520 円

当ファンドの分配対象収益額	4,863,026,530 円	4,432,747,500 円
当ファンドの期末残存口数	216,385,578,411 口	200,874,751,588 口
1万口当たり収益分配対象額	224.73 円	220.66 円
1万口当たり分配金額	12.00 円	12.00 円
収益分配金金額	259,662,694 円	241,049,701 円
	2023 年 8 月 15 日から	2024 年 2 月 14 日から
	2023 年 9 月 11 日まで	2024 年 3 月 11 日まで
	の計算期間	の計算期間
費用控除後の配当等収益額	221,901,746 円	212,451,151 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	一円	一円
収益調整金額	4,602,460,184 円	4,124,316,003 円
分配準備積立金額	9,991,702 円	3,918,164 円
当ファンドの分配対象収益額	4,834,353,632 円	4,340,685,318 円
当ファンドの期末残存口数	216,776,690,198 口	197,832,266,580 口
1万口当たり収益分配対象額	223.01 円	219.41 円
1万口当たり分配金額	12.00 円	12.00 円
収益分配金金額	260,132,028 円	237,398,719 円
	2023 年 9 月 12 日から	2024 年 3 月 12 日から
	2023 年 10 月 11 日まで	2024 年 4 月 11 日まで
	の計算期間	の計算期間
費用控除後の配当等収益額	241,294,091 円	249,336,864 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	一円	一円
収益調整金額	4,538,017,471 円	4,038,920,803 円
分配準備積立金額	一円	一円
当ファンドの分配対象収益額	4,779,311,562 円	4,288,257,667 円
当ファンドの期末残存口数	215,042,561,793 口	194,728,004,232 口
1万口当たり収益分配対象額	222.24 円	220.21 円
1万口当たり分配金額	12.00 円	12.00 円
収益分配金金額	258,051,074 円	233,673,605 円
	2023 年 10 月 12 日から	2024 年 4 月 12 日から
	2023 年 11 月 13 日まで	2024 年 5 月 13 日まで
	の計算期間	の計算期間
費用控除後の配当等収益額	240,083,583 円	265,373,340 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	一円	一円
収益調整金額	4,483,148,940 円	3,982,941,683 円
分配準備積立金額	一円	15,434,323 円
当ファンドの分配対象収益額	4,723,232,523 円	4,263,749,346 円
当ファンドの期末残存口数	213,196,982,502 口	192,021,494,076 口
1万口当たり収益分配対象額	221.54 円	222.03 円
1万口当たり分配金額	12.00 円	12.00 円
収益分配金金額	255,836,379 円	230,425,792 円
	2023 年 11 月 14 日から	2024 年 5 月 14 日から
	2023 年 12 月 11 日まで	2024 年 6 月 11 日まで
	の計算期間	の計算期間
費用控除後の配当等収益額	227,584,539 円	239,080,362 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	一円	一円
収益調整金額	4,367,447,398 円	3,902,390,680 円
分配準備積立金額	一円	49,355,348 円
当ファンドの分配対象収益額	4,595,031,937 円	4,190,826,390 円
当ファンドの期末残存口数	208,423,608,129 口	188,136,893,196 口
1万口当たり収益分配対象額	220.46 円	222.74 円

1万口当たり分配金額 収益分配金額	12.00 円 250, 108, 329 円 2023 年 12 月 12 日から 2024 年 1 月 11 日まで の計算期間	12.00 円 225, 764, 271 円 2024 年 6 月 12 日から 2024 年 7 月 11 日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 収益調整金額 分配準備積立金額 当ファンドの分配対象収益額 当ファンドの期末残存口数	257, 621, 780 円 一円 4, 256, 666, 449 円 一円 4, 514, 288, 229 円 204, 186, 098, 511 口	259, 698, 825 円 一円 3, 839, 525, 783 円 61, 635, 792 円 4, 160, 860, 400 円 185, 101, 993, 667 口
1万口当たり収益分配対象額 1万口当たり分配金額 収益分配金額	221.07 円 12.00 円 245, 023, 318 円	224.77 円 12.00 円 222, 122, 392 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2023 年 7 月 12 日 至 2024 年 1 月 11 日	当期 自 2024 年 1 月 12 日 至 2024 年 7 月 11 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の 2 有価証券関係に記載しております。これらは、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を行っております。為替予約取引は為替変動リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、以下の事項について審議を行い、運用本部に必要な勧告または是正を命じます。 1. パフォーマンス評価 2. リスク分析 3. 運用ガイドラインチェック 4. その他運用リスクに関する事項に関する報告や承認等	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 自 2023年 7月 12日 至 2024年 1月 11日	当期 自 2024年 1月 12日 至 2024年 7月 11日
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、(その他の注記)の3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 元本の移動

項目	前期 自 2023年 7月 12日 至 2024年 1月 11日	当期 自 2024年 1月 12日 至 2024年 7月 11日
期首元本額	217, 230, 050, 767 円	204, 186, 098, 511 円
期中追加設定元本額	7, 302, 389, 256 円	485, 258, 414 円
期中解約元本額	20, 346, 341, 512 円	19, 569, 363, 258 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 2024年 1月 11日現在	当期 2024年 7月 11日現在
	当期の損益に含まれた評価差額（円）	当期の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	332, 431, 283	△80, 705, 666
地方債証券	257, 774, 617	3, 775, 485
特殊債券	30, 858, 301	△4, 750, 105
社債券	455, 501, 161	△24, 055, 874
合計	1, 076, 565, 362	△105, 736, 160

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

通貨関連

種類	前期 2024年 1月 11日現在			当期 2024年 7月 11日現在		
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	
	うち 1年 超				うち 1年 超	
市場取引以外の取引 為替予約取引						
売建	100,540,024	—	101,595,728	△1,055,704	584,734,257	—
オーストラリア ドル	100,540,024	—	101,595,728	△1,055,704	584,734,257	—
合計	100,540,024	—	101,595,728	△1,055,704	584,734,257	—

(注) 時価の算定方法

為替予約取引について

1. 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①特定期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②特定期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2. 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

次表の通りです。

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	オーストラリア ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	8,000,000.00	7,185,676.88	
		AUSTRALIAN GOVT	2,000,000.00	1,644,103.86	
		AUSTRALIAN GOVT	9,700,000.00	7,759,435.07	
		AUSTRALIAN GOVT	13,200,000.00	10,853,644.03	
		AUSTRALIAN GOVT	8,640,000.00	8,755,972.30	
		AUSTRALIAN GOVT	8,000,000.00	7,619,945.52	
		AUSTRALIAN GOVT	16,280,000.00	15,104,820.86	
		AUSTRALIAN GOVT	33,950,000.00	29,156,426.01	

		AUSTRALIAN GOVT	13,600,000.00	12,680,356.57	
		AUSTRALIAN GOVT	5,950,000.00	5,113,666.75	
		AUSTRALIAN GOVT	25,470,000.00	19,865,480.59	
		AUSTRALIAN GOVT	10,530,000.00	7,976,039.37	
		AUSTRALIAN GOVT	16,070,000.00	8,750,691.27	
		AUSTRALIAN GOVT	1,200,000.00	1,199,572.52	
	小計	銘柄数 : 14	172,590,000.00	143,665,831.60 (15,673,942,227)	
		組入時価比率 : 17.5%		17.7%	
	小計			15,673,942,227 (15,673,942,227)	
地方債証券	オーストラリアドル	AUCKLAND COUNCIL	1,000,000.00	933,720.00	
		AUST CAPITAL TERRITORY	500,000.00	449,215.00	
		AUST CAPITAL TERRITORY	900,000.00	913,545.00	
		AUST CAPITAL TERRITORY	1,200,000.00	1,183,044.00	
		KOMMUNEKREDIT	3,000,000.00	2,844,750.00	
		MANITOBA PROVANCE	500,000.00	489,935.00	
		MANITOBA PROVANCE	2,000,000.00	1,926,480.00	
		MANITOBA PROVANCE	1,500,000.00	1,420,545.00	
		NEW S WALES TREAS CORP	10,200,000.00	9,390,482.91	
		NEW S WALES TREASURY	8,800,000.00	8,233,161.02	
		NEW S WALES TREASURY	17,900,000.00	15,106,610.30	
		NEW S WALES TREASURY	7,000,000.00	5,509,223.64	
		NEW S WALES TREASURY	9,000,000.00	7,118,737.02	
		NEW S WALES TREASURY	14,300,000.00	10,646,431.51	
		NEW S WALES TREASURY	7,000,000.00	6,746,008.08	
		NEW S WALES TREASURY	1,400,000.00	1,314,880.21	
		NORTHERN TERRITORY TREAS	1,000,000.00	963,207.71	
		NORTHERN TERRITORY TREAS	3,000,000.00	2,648,853.54	
		NORTHERN TERRITORY TREAS	3,000,000.00	2,795,840.43	
		NORTHERN TERRITORY TREAS	2,000,000.00	1,659,792.60	
		NORTHERN TERRITORY TREAS	1,000,000.00	830,831.95	
		NORTHERN TERRITORY TREAS	7,500,000.00	6,683,211.82	
		QUEENSLAND TREASURY	6,000,000.00	5,498,758.86	
		QUEENSLAND TREASURY	8,720,000.00	8,201,180.31	
		QUEENSLAND TREASURY	7,000,000.00	6,567,598.87	

	QUEENSLAND TREASURY	7,000,000.00	5,720,480.36	
	QUEENSLAND TREASURY	5,500,000.00	4,320,633.29	
	QUEENSLAND TREASURY	4,000,000.00	3,089,622.88	
	QUEENSLAND TREASURY	2,000,000.00	1,556,134.94	
	QUEENSLAND TREASURY	9,500,000.00	6,972,952.96	
	QUEENSLAND TREASURY	4,200,000.00	3,931,651.16	
	SOUTH AUST GOVT FIN	4,000,000.00	3,789,797.76	
	SOUTH AUST GOVT FIN	1,000,000.00	902,346.17	
	SOUTH AUST GOVT FIN	4,000,000.00	3,176,287.24	
	SOUTH AUST GOVT FIN	4,000,000.00	2,944,250.24	
	TASMANIAN PUBLIC FINANCE	700,000.00	609,973.00	
	TASMANIAN PUBLIC FINANCE	900,000.00	824,720.20	
	TREASURY CORP VICTORIA	4,200,000.00	3,953,287.46	
	TREASURY CORP VICTORIA	7,500,000.00	6,757,160.32	
	TREASURY CORP VICTORIA	7,500,000.00	6,164,422.20	
	TREASURY CORP VICTORIA	2,000,000.00	1,593,254.84	
	TREASURY CORP VICTORIA	8,000,000.00	7,582,149.04	
	TREASURY CORP VICTORIA	10,400,000.00	8,213,920.31	
	TREASURY CORP VICTORIA	12,900,000.00	9,811,975.81	
	TREASURY CORP VICTORIA	13,100,000.00	9,420,646.88	
	WESTERN AUST TREAS CORP	2,500,000.00	2,303,513.05	
	WESTERN AUST TREAS CORP	5,500,000.00	4,493,367.17	
	WESTERN AUST TREAS CORP	3,000,000.00	2,859,086.64	
	WESTERN AUST TREAS CORP	1,700,000.00	1,288,754.92	
小計	銘柄数：49 組入時価比率：25.8%	250,520,000.00	212,356,433.62 (23,168,086,907) 26.2%	
小計			23,168,086,907 (23,168,086,907)	
特殊債券	オーストラリアドル	ASIAN DEVELOPMENT BANK CORP ANDINA DE FOMENTO CORP ANDINA DE FOMENTO EUROFIMA EUROPEAN INVESTMENT BANK EUROPEAN INVESTMENT BANK INTER-AMERICAN DEVEL BK	2,000,000.00 9,000,000.00 3,000,000.00 2,000,000.00 500,000.00 1,900,000.00 5,000,000.00	1,972,440.00 8,910,990.00 2,898,330.00 1,867,800.00 493,340.00 1,852,633.00 4,844,550.00

		INTER-AMERICAN DEVEL BK	500,000.00	498,715.00	
		INTL FINANCE CORP	6,000,000.00	5,611,800.00	
		INTL FINANCE CORP	2,500,000.00	2,003,125.00	
	小計	銘柄数：10	32,400,000.00	30,953,723.00 (3,377,051,179)	
		組入時価比率：3.8%		3.8%	
	小計			3,377,051,179 (3,377,051,179)	
社債券	オーストラリアドル	AGI FINANCE PTY LTD	2,000,000.00	1,821,424.32	
		AGI FINANCE PTY LTD	6,000,000.00	5,146,191.18	
		AGI FINANCE PTY LTD	1,700,000.00	1,738,867.23	
		AIR NEW ZEALAND LTD	1,500,000.00	1,500,254.62	
		AIRSERVICES AUSTRALIA	900,000.00	770,760.00	
		AIRSERVICES AUSTRALIA	500,000.00	496,557.22	
		AIRSERVICES AUSTRALIA	3,200,000.00	3,346,982.27	
		APPF COMMERCIAL FINAN	2,500,000.00	2,040,692.72	
		ARC INFRASTRUCTURE WA	900,000.00	897,016.50	
		AT&T INC	1,000,000.00	984,100.00	
		AUCKLAND INTL AIRPORT	1,500,000.00	1,581,768.81	
		AURIZON FINANCE PTY LTD	2,500,000.00	2,269,052.82	
		AURIZON NETWORK PTY LTD	3,500,000.00	2,941,756.16	
		AUSGRID FINANCE PTY LTD	1,000,000.00	996,022.70	
		AUSGRID FINANCE PTY LTD	7,300,000.00	6,681,026.43	
		AUSNET SERVICES HOLDINGS	2,500,000.00	2,432,000.00	
		AUSNET SERVICES HOLDINGS	700,000.00	673,839.85	
		AUSNET SERVICES HOLDINGS	5,500,000.00	5,247,275.00	
		AUSNET SERVICES HOLDINGS	900,000.00	918,459.62	
		AUST & NZ BANKING FRN	1,300,000.00	1,313,075.36	
		AUST & NZ BANKING FRN	1,600,000.00	1,643,646.17	
		AUST & NZ BANKING GR FRN	1,000,000.00	1,013,183.18	
		AUST & NZ BANKING GROUP	900,000.00	911,502.00	
		AUST & NZ BANKING GROUP	800,000.00	799,784.00	
		AUSTRALIA PACIFIC AIRPOR	1,000,000.00	963,550.00	
		AUSTRALIA PACIFIC AIRPOR	3,800,000.00	3,369,509.66	
		AUSTRALIAN ENERGY MARKET	500,000.00	503,518.81	
		AUSTRALIAN GAS LIGHT	5,400,000.00	4,784,026.15	

AUSTRALIAN GAS LIGHT	1, 000, 000. 00	830, 635. 78	
AUSTRALIAN POSTAL CORP	1, 000, 000. 00	999, 203. 98	
AUSTRALIAN POSTAL CORP	500, 000. 00	491, 140. 23	
AUSTRALIAN UNITY HEALTHC	1, 500, 000. 00	1, 552, 722. 87	
BANCO SANTANDER SA	1, 900, 000. 00	1, 906, 954. 00	
BANCO SANTANDER SA	1, 400, 000. 00	1, 409, 422. 00	
BANK OF AMERICA CORP	500, 000. 00	514, 725. 00	
BANK OF MONTREAL	800, 000. 00	798, 176. 00	
BANK OF QUEENSLAND	1, 100, 000. 00	1, 082, 334. 00	
BENDIGO AND ADELAIDE BK	1, 100, 000. 00	1, 097, 756. 00	
BNG BANK NV	5, 500, 000. 00	5, 158, 340. 00	
BNG BANK NV	1, 000, 000. 00	818, 390. 00	
BNG BANK NV	2, 000, 000. 00	1, 562, 640. 00	
BPCE SA	1, 500, 000. 00	1, 491, 989. 76	
BPCE SA	3, 000, 000. 00	2, 915, 130. 00	
BPCE SA FRN	1, 500, 000. 00	1, 512, 380. 08	
BRISBANE AIRPORT	3, 500, 000. 00	3, 365, 332. 46	
BWP TRUST	1, 100, 000. 00	1, 062, 518. 00	
BWP TRUST	750, 000. 00	667, 972. 84	
CHARTER HALL EXCH FIN	3, 000, 000. 00	2, 462, 661. 18	
CHARTER HALL LWR LTD	1, 600, 000. 00	1, 402, 656. 24	
CHARTER HALL LWR LTD	2, 900, 000. 00	2, 462, 100. 55	
CHARTER HALL LWR LTD	1, 500, 000. 00	1, 221, 668. 31	
CHC FINANCE PTY LTD	3, 400, 000. 00	2, 817, 559. 09	
CHORUS LTD	500, 000. 00	506, 218. 69	
CIP FUNDING PTY LTD	1, 400, 000. 00	1, 285, 892. 60	
CLIFFORD CAPITAL PTE LTD	750, 000. 00	753, 217. 50	
CNH CAPITAL AUS	2, 200, 000. 00	2, 218, 722. 00	
COLES GROUP TREASURY	5, 000, 000. 00	4, 682, 311. 05	
COLES GROUP TREASURY	1, 400, 000. 00	1, 151, 926. 93	
COMMONWEALTH BANK AU FRN	1, 500, 000. 00	1, 515, 855. 00	
COMMONWEALTH BANK AU FRN	1, 400, 000. 00	1, 379, 564. 39	
COMMONWEALTH BANK AU FRN	1, 000, 000. 00	1, 037, 795. 49	
COMMONWEALTH BANK AU FRN	1, 000, 000. 00	1, 048, 019. 23	
COMMONWEALTH BANK AUST	4, 000, 000. 00	3, 854, 160. 00	
COMMONWEALTH BANK AUST	1, 000, 000. 00	941, 500. 00	

	COMMONWEALTH BANK AUST	1, 500, 000. 00	1, 503, 690. 00	
	COMMONWEALTH BANK AUST	700, 000. 00	698, 936. 00	
	COMPUTERSHARE US INC	1, 300, 000. 00	1, 200, 567. 06	
	CONNECTEAST FINANCE PTY	1, 000, 000. 00	967, 055. 85	
	CONNECTEAST FINANCE PTY	700, 000. 00	694, 734. 63	
	CONTACT ENERGY LTD	1, 100, 000. 00	1, 140, 562. 86	
	CPIF FINANCE PTY LTD	3, 600, 000. 00	2, 912, 859. 14	
	CPPIB CAPITAL INC	1, 600, 000. 00	1, 590, 576. 00	
	CPPIB CAPITAL INC	500, 000. 00	491, 440. 00	
	CPPIB CAPITAL INC	500, 000. 00	493, 230. 00	
	CPPIB CAPITAL INC	1, 000, 000. 00	1, 005, 740. 00	
	CREDIT AGRICOLE SA	750, 000. 00	751, 447. 50	
	DBNPG FINANCE CO PTY	4, 000, 000. 00	3, 952, 995. 76	
	DEXUS FINANCE PTY LTD	4, 500, 000. 00	4, 338, 724. 41	
	DEXUS FINANCE PTY LTD	5, 100, 000. 00	4, 311, 553. 61	
	DEXUS FINANCE PTY LTD	3, 000, 000. 00	2, 395, 555. 74	
	DEXUS WHOLESALE PROPERTY	6, 500, 000. 00	6, 463, 828. 47	
	DOWNER GROUP FINANCE PTY	2, 000, 000. 00	1, 929, 518. 38	
	DWPF FINANCE PTY LTD	2, 100, 000. 00	1, 811, 193. 27	
	DWPF FINANCE PTY LTD	1, 500, 000. 00	1, 151, 598. 06	
	EDITH COWAN UNIVERSITY	500, 000. 00	452, 537. 36	
	ELECTRANET PTY LTD I/L	1, 300, 000. 00	1, 141, 811. 65	
	ENERGY PARTNERSHIP GAS	2, 500, 000. 00	2, 484, 424. 62	
	ETSA UTILITIES FINANCE	500, 000. 00	501, 411. 30	
	EXPORT FIN & INS	1, 000, 000. 00	808, 770. 00	
	FONTERA COOPERATIVE GRO	2, 500, 000. 00	2, 443, 675. 00	
	FONTERA COOPERATIVE GRO	6, 000, 000. 00	5, 804, 400. 00	
	GAIF BOND ISSUER P/L	5, 400, 000. 00	4, 944, 474. 79	
	GAIF BOND ISSUER P/L	5, 300, 000. 00	4, 533, 096. 57	
	GENERAL MOTORS FINL CO	3, 000, 000. 00	2, 864, 683. 32	
	GENERAL PROPERTY TRUST	5, 000, 000. 00	4, 821, 276. 00	
	GENERAL PROPERTY TRUST	2, 800, 000. 00	2, 205, 232. 42	
	GPT RE LTD	700, 000. 00	697, 938. 04	
	GPT WHL OFFICE FD N01	2, 700, 000. 00	2, 241, 986. 28	
	GPT WHOLESALE SHOP CENTR	4, 200, 000. 00	4, 191, 132. 41	
	GPT WHOLESALE SHOP CENTR	4, 500, 000. 00	4, 305, 846. 91	

	GTA FINANCE CO PTY LTD	1, 000, 000. 00	896, 168. 59	
	HEATHROW FUNDING LTD	3, 000, 000. 00	2, 688, 302. 28	
	HSBC LTD SYDNEY	700, 000. 00	701, 631. 00	
	ICPF FINANCE PTY LTD	4, 500, 000. 00	4, 256, 190. 00	
	ICPF FINANCE PTY LTD	5, 500, 000. 00	4, 480, 686. 87	
	INCITEC PIVOT LTD	3, 200, 000. 00	3, 135, 565. 34	
	ING BANK (AUSTRALIA) LTD	500, 000. 00	496, 455. 00	
	INSURANCE AUSTRALIA FRN	1, 000, 000. 00	1, 007, 928. 64	
	JOHN DEERE FINANCIAL LTD	600, 000. 00	598, 896. 00	
	JOHN DEERE FINANCIAL LTD	500, 000. 00	499, 420. 00	
	JP MORGAN CHASE & CO	5, 000, 000. 00	4, 937, 900. 00	
	KFW	4, 400, 000. 00	4, 330, 524. 00	
	KIWIBANK LTD	2, 900, 000. 00	2, 804, 938. 00	
	KOMMUNALBANKEN AS	1, 500, 000. 00	1, 484, 865. 00	
	KOMMUNALBANKEN AS	1, 500, 000. 00	1, 247, 955. 00	
	KOREA SOUTHERN POWER FRN	800, 000. 00	799, 888. 00	
	LA TROBE UNIVERSITY	500, 000. 00	503, 310. 73	
	LENDLEASE FINANCE LTD	1, 500, 000. 00	1, 234, 259. 04	
	LIBERTY FINANCIAL PT FRN	2, 500, 000. 00	2, 510, 125. 00	
	LIBERTY FINANCIAL PT FRN	1, 900, 000. 00	1, 909, 804. 00	
	LIBERTY FINANCIAL PT FRN	1, 000, 000. 00	1, 039, 960. 00	
	LLOYDS BANK PLC	4, 000, 000. 00	3, 969, 560. 00	
	LLOYDS BANKING GROUP FRN	500, 000. 00	500, 190. 42	
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	800, 000. 00	806, 907. 37	
	LONSDALE FINANCE PTY LTD	4, 000, 000. 00	3, 928, 439. 40	
	LONSDALE FINANCE PTY LTD	1, 200, 000. 00	1, 123, 732. 14	
	LONSDALE FINANCE PTY LTD	5, 300, 000. 00	4, 769, 292. 87	
	MACQUARIE BANK FRN	1, 250, 000. 00	1, 256, 415. 43	
	MACQUARIE BANK LTD FRN	1, 600, 000. 00	1, 615, 089. 20	
	MACQUARIE UNIVERSITY	3, 000, 000. 00	2, 797, 052. 10	
	MACQUARIE UNIVERSITY	5, 000, 000. 00	4, 211, 086. 20	
	MCDONALD'S CORP	500, 000. 00	485, 612. 73	
	MERCURY NZ LTD	600, 000. 00	543, 210. 00	
	METLIFE GLOB FUNDING I	3, 000, 000. 00	2, 898, 180. 00	
	MIRVAC GROUP FINANCE LTD	2, 700, 000. 00	2, 321, 640. 71	
	MITSUBISHI HC CAP UK PLC	900, 000. 00	906, 246. 00	

	MIZUHO FINANCIAL GRO FRN	1, 500, 000. 00	1, 540, 629. 28	
	MONASH UNIVERSITY	1, 200, 000. 00	1, 136, 772. 73	
	NATIONAL AUSTRALIA B FRN	2, 000, 000. 00	2, 019, 595. 42	
	NATIONAL AUSTRALIA B FRN	1, 200, 000. 00	1, 225, 803. 13	
	NATIONAL AUSTRALIA B FRN	500, 000. 00	508, 929. 29	
	NATIONAL AUSTRALIA B FRN	1, 000, 000. 00	1, 019, 269. 92	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK	2, 600, 000. 00	2, 472, 158. 00	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK	500, 000. 00	490, 550. 00	
	NATIONL HOUSING FIN INV	1, 000, 000. 00	846, 000. 00	
	NATIONWIDE BLDG SOCIETY	2, 000, 000. 00	1, 992, 840. 00	
	NATWEST MARKETS PLC	500, 000. 00	498, 225. 00	
	NATWEST MARKETS PLC	2, 800, 000. 00	2, 847, 936. 00	
	NBN CO LTD	2, 000, 000. 00	1, 890, 897. 16	
	NBN CO LTD	1, 500, 000. 00	1, 342, 180. 66	
	NBN CO LTD	500, 000. 00	500, 857. 04	
	NBN CO LTD	4, 000, 000. 00	3, 316, 847. 44	
	NEDER WATERSCHAPSBANK	2, 620, 000. 00	2, 501, 995. 20	
	NEDER WATERSCHAPSBANK	500, 000. 00	468, 225. 00	
	NESTLE CAPITAL CORP	1, 000, 000. 00	994, 575. 44	
	NETWORK FINANCE CO PTY L	2, 200, 000. 00	2, 048, 513. 83	
	NEW YORK LIFE GLOBAL FDG	2, 000, 000. 00	2, 010, 020. 00	
	NSW ELECTRICITY NETWORKS	500, 000. 00	440, 335. 59	
	NSW ELECTRICITY NETWORKS	1, 350, 000. 00	1, 362, 701. 92	
	OPTUS FINANCE PTY LTD	3, 300, 000. 00	3, 186, 876. 00	
	OPTUS FINANCE PTY LTD	2, 000, 000. 00	1, 688, 080. 00	
	ORIX AUSTRALIA CORP LTD	900, 000. 00	896, 495. 75	
	QIC SHOPPING CENTRE FUND	6, 300, 000. 00	6, 083, 454. 57	
	QIC SHOPPING CENTRE FUND	1, 300, 000. 00	1, 301, 115. 12	
	QPH FINANCE CO PTY LTD	1, 100, 000. 00	1, 005, 069. 18	
	QPH FINANCE CO PTY LTD	2, 000, 000. 00	1, 681, 359. 58	
	RABOBANK NEDERLAND (AUST)	600, 000. 00	599, 370. 00	
	RABOBANK NEDERLAND (AUST)	800, 000. 00	800, 036. 63	
	REGION RETAIL TRUST	500, 000. 00	496, 520. 88	
	REGISTRY FINANCE PTY LTD	1, 500, 000. 00	1, 492, 369. 80	
	SGSP AUSTRALIA ASSETS	2, 300, 000. 00	1, 988, 085. 98	
	SHINHAN BANK	3, 560, 000. 00	3, 397, 165. 60	

	SHOPPING CENTRES AUSTRAL	2, 400, 000. 00	2, 054, 234. 56	
	SPARK FINANCE LTD	5, 000, 000. 00	4, 822, 950. 00	
	SPARK FINANCE LTD	3, 500, 000. 00	3, 010, 490. 00	
	STOCKLAND TRUST MGMT	1, 700, 000. 00	1, 511, 389. 09	
	STOCKLAND TRUST MGMT	1, 800, 000. 00	1, 779, 608. 57	
	STOCKLAND TRUST MGMT	500, 000. 00	496, 539. 63	
	SUNCORP GROUP LTD FRN	900, 000. 00	931, 214. 38	
	SUNCORP-METWAY LTD	9, 000, 000. 00	8, 695, 530. 00	
	SUNCORP-METWAY LTD	1, 000, 000. 00	1, 012, 680. 00	
	SUNCORP-METWAY LTD	2, 400, 000. 00	2, 385, 072. 00	
	SUNCORP-METWAY LTD	500, 000. 00	503, 980. 00	
	SWEDISH EXPORT CREDIT	1, 000, 000. 00	1, 020, 740. 00	
	TELSTRA CORP LTD	4, 500, 000. 00	4, 393, 485. 00	
	TELSTRA CORP LTD	1, 500, 000. 00	1, 495, 352. 02	
	TELSTRA GROUP LTD	500, 000. 00	498, 761. 79	
	TELSTRA GROUP LTD	500, 000. 00	503, 397. 55	
	TRANSPower NEW ZEALAND L	600, 000. 00	599, 382. 00	
	TRANSURBAN QUEENSLAND FI	500, 000. 00	518, 510. 68	
	TRANSURBAN QUEENSLAND FI	2, 200, 000. 00	1, 872, 069. 62	
	UBS AG AUSTRALIA	900, 000. 00	864, 576. 00	
	UBS AG AUSTRALIA	3, 000, 000. 00	2, 814, 450. 00	
	UNITED ENERGY DISTRIBUTI	2, 300, 000. 00	2, 150, 790. 62	
	UNIVERSITY OF WOLLONGONG	1, 000, 000. 00	860, 162. 64	
	VER FINCO PTY	1, 000, 000. 00	878, 153. 94	
	VERIZON COMMUNICATIONS	2, 500, 000. 00	2, 370, 050. 00	
	VERIZON COMMUNICATIONS	3, 000, 000. 00	2, 945, 160. 00	
	VERIZON COMMUNICATIONS	3, 000, 000. 00	2, 561, 880. 00	
	VERIZON COMMUNICATIONS	1, 000, 000. 00	844, 955. 74	
	VICINITY CENTRES	3, 500, 000. 00	3, 415, 319. 91	
	VICINITY CENTRES	5, 000, 000. 00	4, 808, 974. 10	
	VICINITY CENTRES TRUST	1, 400, 000. 00	1, 369, 311. 80	
	VICTORIA POWER NETWORKS	700, 000. 00	689, 960. 66	
	VOLKSWAGEN FIN SERV AUST	3, 000, 000. 00	2, 989, 361. 10	
	VOLKSWAGEN FIN SERV AUST	1, 700, 000. 00	1, 623, 874. 00	
	WELLS FARGO & COMPANY	3, 500, 000. 00	3, 392, 690. 00	
	WESFARMERS LTD	1, 400, 000. 00	1, 244, 678. 75	

	WESTCONNEX FINANCE CO PT	500,000.00	515,042.11	
	WESTCONNEX FINANCE CO PT	4,600,000.00	3,938,869.14	
	WESTERN SYDNEY UNI	1,100,000.00	981,189.64	
	WESTPAC BANKING	600,000.00	597,372.00	
	WESTPAC BANKING CORP FRN	4,200,000.00	4,234,525.09	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	1,000,000.00	904,404.47	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	1,200,000.00	1,040,832.00	
	WSO FINANCE PTY LTD	4,000,000.00	3,910,689.44	
小計	銘柄数：216 組入時価比率：51.6%	451,530,000.00	423,855,881.68 (46,242,676,691) 52.3%	
小計			46,242,676,691 (46,242,676,691)	
合計 (外貨建証券の邦貨換算額)			88,461,757,004 (88,461,757,004)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

通貨関連

「(3)注記表（その他の注記）3 デリバティブ取引関係」の「取引の時価等に関する事項 通貨関連」において使用した表が、附属明細表別紙様式第1号の「第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表」に求められている項目（記載上の注意を含む）を満たしているため、当該表の添付を省略しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

アジア・オセアニア債券オープン（毎月決算型）

(2024年11月29日現在)

I 資産総額	15,710,904,536円
II 負債総額	65,082,680円
III 純資産総額（I - II）	15,645,821,856円
IV 発行済数量	39,568,982,284口
V 1単位当たり純資産額（III/IV）	0.3954円

(参考) アジア・ニュージーランド債券マザーファンド

(2024年11月29日現在)

I 資産総額	4,435,848,425円
II 負債総額	一円
III 純資産総額（I - II）	4,435,848,425円
IV 発行済数量	2,076,920,019口
V 1単位当たり純資産額（III/IV）	2.1358円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

- 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
該当事項はありません。
- 受益者等に対する特典
該当事項はありません。
- 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
該当事項はありません。

■ 受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

○受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額(2024年11月末日現在)

資本金の額	1億円
会社が発行する株式の総数	2,600,000株
発行済株式の総数	1,132,101株
最近5年間における主な資本金の額の増減	あり

年月日	変更後(変更前)
2022年11月30日	60億284千円(10億円)
2023年3月14日	1億円(60億284千円)

(2) 委託会社の機構(2024年11月末日現在)

〈委託会社の意思決定機構〉

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長1名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決します。

〈運用の意思決定機構〉

運用委員会は、月1回、運用本部が策定した投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃等を決定します。委員長は審議・検討結果を執行役員会へ報告します。

また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議・検討結果を取締役会へ報告します。

運用戦略会議は、月1回、運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略について決定又は確認を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で決定又は確認された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画に基づいて、運用の指図を行います。

プロダクトモニタリング会議は、月1回、運用のパフォーマンス向上等に資することを目的に、ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、ファンドマネージャーに問題点を指摘して改善を促します。

売買分析会議は、月1回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的に、運用指図及び売買発注の事前検証及び事後検証に関する報告、法令諸規則及び約款等の遵守状況の検証に関する報告及び運用リスク管理状況の検証に関する報告を行います。議長は

会議の結果を執行役員会へ報告します。

また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、会議の結果を取締役会へ報告します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

2024年11月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下のとおりです。（親投資信託を除く。）

種類	本数（本）	純資産総額（億円）
追加型株式投資信託	158	13,468
追加型公社債投資信託	1	3,228
単位型株式投資信託	40	547
単位型公社債投資信託	4	90
合計	203	17,334

※純資産総額について、億円未満を切り捨てているため、合計と合わない場合があります。

3 【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自2023年4月1日至2024年3月31日）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。
- (3) 当社の中間財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。
なお、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (4) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（自2024年4月1日至2024年9月30日）の中間財務諸表について、東陽監査法人の中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月20日

SBI岡三アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 松本直也
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大橋 瞳
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBI岡三アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第60期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBI岡三アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に

対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月4日

SBI岡三アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 鈴木裕子
業務執行社員

指定社員 公認会計士 松本直也
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBI岡三アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第61期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SBI岡三アセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関する投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、
また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日現在)	当事業年度 (2024年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,540,483	13,382,655
有価証券	—	99,210
未収委託者報酬	1,311,125	1,705,907
未収運用受託報酬	10,800	78,429
未収投資助言報酬	11,876	11,959
前払費用	92,173	115,978
未収還付法人税等	30,079	—
未収収益	6,452	13,481
その他の流動資産	1,253	6,841
流動資産合計	14,004,243	15,414,463
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	184,641
器具備品	※1	20,587
有形固定資産合計	205,229	187,100
無形固定資産		
ソフトウェア		30,119
電話加入権		2,122
無形固定資産合計	32,241	23,807
投資その他の資産		
投資有価証券		1,121,024
長期差入保証金		257,258
前払年金費用		53,042
その他		480
投資その他の資産合計	1,431,804	1,519,829
固定資産合計	1,669,275	1,730,737
資産合計	15,673,519	17,145,200

	前事業年度 (2023年3月31日現在)	当事業年度 (2024年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	20,342	31,333
未払金	708,338	991,947
未払償還金	5,001	5,001
未払手数料	698,571	925,698
その他未払金	4,765	61,247
未払費用	239,029	234,454
未払法人税等	16,738	322,685
未払消費税等	31,221	88,053
賞与引当金	12,348	—
流動負債合計	<u>1,028,018</u>	<u>1,668,473</u>
固定負債		
退職給付引当金	293,279	278,570
役員退職慰労引当金	5,620	7,490
資産除去債務	93,410	94,372
繰延税金負債	18,513	72,083
固定負債合計	<u>410,823</u>	<u>452,516</u>
負債合計	<u>1,438,841</u>	<u>2,120,990</u>
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	11,467,068	11,467,068
資本剰余金合計	<u>11,467,068</u>	<u>11,467,068</u>
利益剰余金		
利益準備金	179,830	179,830
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,331,880	2,922,414
利益剰余金合計	<u>2,511,710</u>	<u>3,102,244</u>
株主資本合計	<u>14,078,778</u>	<u>14,669,312</u>
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	155,899	354,897
評価・換算差額等合計	<u>155,899</u>	<u>354,897</u>
純資産合計	<u>14,234,677</u>	<u>15,024,210</u>
負債・純資産合計	<u>15,673,519</u>	<u>17,145,200</u>

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	9,113,651	10,123,506
運用受託報酬	19,318	108,885
投資助言報酬	27,600	27,675
その他営業収益	—	11,259
営業収益合計	9,160,569	10,271,327
営業費用		
支払手数料	4,285,941	4,867,961
広告宣伝費	86,558	121,082
公告費	328	15
受益権管理費	16,118	16,417
調査費	1,858,200	1,837,996
調査費	315,915	236,964
委託調査費	1,542,285	1,601,031
委託計算費	260,793	273,203
営業雑経費	280,183	311,294
通信費	62,020	65,742
印刷費	146,353	158,663
諸経費	59,982	76,665
協会費	5,429	5,247
諸会費	6,397	4,976
営業費用合計	6,788,124	7,427,972
一般管理費		
給料	1,316,427	1,226,095
役員報酬	104,095	73,162
給料・手当	1,204,824	1,103,991
賞与	7,508	48,940
交際費	4,731	754
寄付金	17,082	21,265
旅費交通費	11,149	10,992
租税公課	8,668	7,716
不動産賃借料	283,162	259,582
賞与引当金繰入	12,348	—
退職給付費用	43,320	32,395
役員退職慰労引当金繰入	1,870	1,870
固定資産減価償却費	38,381	28,769
諸経費	351,617	333,346
一般管理費合計	2,088,759	1,922,788
営業利益	283,685	920,566

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	14,713	18,926
受取利息	※1 19,472	※1 93
受取補償金	1,396	0
雑益	4,051	5,602
営業外収益合計	<u>39,634</u>	<u>24,623</u>
営業外費用		
固定資産除却損	※2 0	※2 0
為替差損	233	60
支払補償費	1,396	0
株式交付費	35,001	—
雑損	88	463
営業外費用合計	<u>36,720</u>	<u>523</u>
経常利益	<u>286,599</u>	<u>944,665</u>
特別利益		
投資有価証券売却益	18,272	17,222
投資有価証券償還益	—	173
貸倒引当金戻入	14,510	—
特別利益合計	<u>32,782</u>	<u>17,395</u>
特別損失		
有価証券償還損	13	—
投資有価証券売却損	21	4,270
投資有価証券評価損	—	50,575
特別損失合計	<u>34</u>	<u>54,845</u>
税引前当期純利益	<u>319,346</u>	<u>907,215</u>
法人税、住民税及び事業税	90,878	368,346
法人税等調整額	3,853	△ 51,664
法人税等合計	<u>94,732</u>	<u>316,682</u>
当期純利益	<u>224,614</u>	<u>590,533</u>

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本									評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立	繰越利益剰余金						
当期首残高	1,000,000	566,500	—	566,500	179,830	5,718,662	7,083,746	12,982,238	14,548,738	228,697	228,697	14,777,435	
当期変動額													
新株の発行	5,000,284	5,000,284		5,000,284					10,000,568			10,000,568	
剰余金の配当							△10,695,142	△10,695,142	△10,695,142			△10,695,142	
当期純利益							224,614	224,614	224,614			224,614	
資本金からその他資本剰余金への振替	△5,900,284		5,900,284	5,900,284									
資本準備金からその他資本剰余金への振替		△5,566,784	5,566,784										
別途積立金の取崩						△5,718,662	5,718,662						
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										△72,798	△72,798	△72,798	
当期変動額合計	△900,000	△566,500	11,467,068	10,900,568	—	△5,718,662	△4,751,865	△10,470,528	△469,960	△72,798	△72,798	△542,758	
当期末残高	100,000	—	11,467,068	11,467,068	179,830	—	2,331,880	2,511,710	14,078,778	155,899	155,899	14,234,677	

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	資本剩余额			利益剩余额			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剩余额	資本剩余额合計	利益準備金	その他利益剩余额	利益剩余额合計					
当期首残高	100,000	—	11,467,068	11,467,068	179,830	—	2,331,880	2,511,710	14,078,778	155,899	155,899	14,234,677
当期変動額												
剩余金の配当												
当期純利益							590,533	590,533	590,533			590,533
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										198,998	198,998	198,998
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	590,533	590,533	590,533	198,998	198,998	789,532
当期末残高	100,000	—	11,467,068	11,467,068	179,830	—	2,922,414	3,102,244	14,669,312	354,897	354,897	15,024,210

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法により償却しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15～18年

器具備品 4～15年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(2) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、投資信託財産の日々の純資産総額に対する一定割合として日々認識され計上します。成功報酬は、一部の投資信託につき、契約で指定された日に一定の条件を満たし支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約残高に個別の契約で定めた報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し計上します。成功報酬は、個別の契約で定める水準を上回る超過運用益に対して支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、個別の契約で定める契約残高に報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し、計上します。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産（負債）

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金負債 72,083 千円

上記の繰延税金負債 72,083 千円は、繰延税金資産 168,874 千円と繰延税金負債 240,958 千円の相殺後の金額であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって認識しております。また、既に計上した繰延税金資産については、その回収可能性を毎期検討し、内容の見直しを行っております。

なお、課税所得の見積りは、将来の不確実な相場環境の変動や会社の経営状況などによって認識する金額に重要な影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)
建物	74,099 千円	86,481 千円
器具備品	130,717 " "	130,930 " "
計	204,816 " "	217,412 " "

(損益計算書関係)

※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
受取利息	14,367 千円	—

※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
器具備品	0 千円	0 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式（株）	554,701	577,400	554,701	577,400
A 種優先株式（株）	—	554,701	—	554,701
自己株式				
普通株式（株）	—	—	—	—
A 種優先株式（株）	—	—	—	—
合計	554,701	1,132,101	554,701	1,132,101

(注 1) 前事業年度の普通株式の増加株式数の 557,400 株は、S B I ファイナンシャルサービス株式会社を割当先とする第三者割当増資を実施したことによるものであります。

(注 2) 前事業年度の普通株式の減少株式数の 554,701 株及び、A 種優先株式の増加株式数の 554,701 株は、株式会社岡三証券グループが保有する当社普通株式を A 種優先株式へ変更したことによるものであります。

2. 剰余金の配当に関する事項

① 金銭による配当

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2022 年 6 月 21 日 定時株主総会	普通株式	22,188	40	2022 年 3 月 31 日	2022 年 6 月 22 日
2022 年 11 月 11 日 臨時株主総会	普通株式	10,000,000	18,027	2022 年 11 月 11 日	2022 年 11 月 17 日

② 金銭以外による配当

決議	株式の種類	配当財産の種類	配当財産の帳簿価格(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年11月11日 臨時株主総会	普通株式	有価証券	672,954	83.33	2022年11月11日	2022年11月14日

(注)2022年11月11日の臨時株主総会において、金銭配当及び当社が保有する株式会社岡三証券グループの株式8,075,180株(総額672,954千円)を株式会社岡三証券グループへ現物配当をすることを決定し、2022年11月14日に実施いたしました。

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

当事業年度(自2023年4月1日至2024年3月31日)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式(株)	577,400	—	—	577,400
A種優先株式(株)	554,701	—	—	554,701
自己株式				
普通株式(株)	—	—	—	—
A種優先株式(株)	—	—	—	—
合計	1,132,101	—	—	1,132,101

2. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
1年以内	252,205	252,205
1年超	693,564	441,359
合計	945,769	693,564

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金及び預金、有価証券、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、投資有価証券及び差入保証金であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。未収委託者報酬は投資信託財産中から当社（委託者）が得られる報酬であり、未収であるものであります。差入保証金は、主に本店の賃貸に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

金融負債の主なものは、未払金（未払手数料）、未払法人税等であります。未払金（未払手数料）は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	1,005,333	1,005,333	—
(2) 差入保証金	257,258	257,036	△ 221

※「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似することから、記載を省略しております。

※「差入保証金」は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

（注）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
非上場株式	115,691

非上場株式については市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

当事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	1,089,716	1,089,716	—
(2) 差入保証金	252,250	221,769	△ 30,480

※「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

※投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、「投資有価証券」に当該投資信託が含まれております。

※「差入保証金」は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

(注) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
非上場株式	115,691

非上場株式については市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2023年3月31日）

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	318,335	686,998	—	1,005,333

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	257,036	—	257,036

当事業年度（2024年3月31日）

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	539,556	550,160	—	1,089,716

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	221,769	—	221,769

(注1) 金融商品の時価の算定方法

投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等によっております。

(注2) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

株式等については、主たる取引所の最終価格を時価としており、レベル1の時価に分類しております。

非上場投資信託については、委託会社から提示された基準価額等によっており、主に信託財産の構成物のレベルに基づきレベル2に分類しております。

差入保証金については、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしており、レベル2の時価に分類しております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2023年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	12,540,483	—	—	—
短期貸付金	—	—	—	—
未収委託者報酬	1,311,125	—	—	—
未収運用受託報酬	10,800	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	—	398,094	75,588	—
その他	—	—	—	—
長期差入保証金	—	5,053	—	252,205
合計	13,862,408	403,147	75,588	252,205

当事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	13,382,655	—	—	—
短期貸付金	—	—	—	—
未収委託者報酬	1,705,907	—	—	—
未収運用受託報酬	78,429	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	99,210	189,142	74,213	194,400
その他	—	—	—	—
長期差入保証金	—	—	—	252,250
合計	15,266,202	189,142	74,213	446,650

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（2023年3月31日）

(単位：千円)

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式 (2) 債券 ①国債・地方債等 ②社債 ③その他 (3) その他	307,740 — — — 391,508	70,022 — — — 372,000	237,718 — — — 19,508
小計		699,248	442,022	257,226
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式 (2) 債券 ①国債・地方債等 ②社債 ③その他 (3) その他	10,595 — — — 295,490	11,992 — — — 312,977	△1,397 — — — △17,487
小計		306,085	324,970	△18,885
合計		1,005,333	766,992	238,341

(注) 市場価格のない株式等（非上場株式等）は、上表には含まれておりません。

((金融商品関係) 2. 金融商品の時価等に関する事項(注)に記載の通りであります。)

当事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式 (2) 債券 ①国債・地方債等 ②社債 ③その他 (3) その他	539,556 — — — 531,900	81,949 — — — 442,000	457,606 — — — 89,900
小計		1,071,456	523,949	547,506
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式 (2) 債券 ①国債・地方債等 ②社債 ③その他 (3) その他	— — — — 117,470	— — — — 122,402	— — — — △4,932
小計		117,470	122,402	△4,932
合計		1,188,926	646,352	542,474

(注) 市場価格のない株式等（非上場株式等）は、上表には含まれておりません。

((金融商品関係) 2. 金融商品の時価等に関する事項(注)に記載の通りであります。)

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3) その他	29,250	18,272	21
合計	29,250	18,272	21

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3) その他	246,952	17,222	4,270
合計	246,952	17,222	4,270

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

該当ありません。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

当事業年度における減損処理額は、50,575 千円（うち、その他 50,575 千円）であります。

時価のある株式等については、決算日の時価が取得原価に比べ 50% 以上下落した場合には、原則として減損処理を行い、30% 以上 50% 未満下落した場合には、回復可能性があると認められるものを除き、減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度は、確定拠出年金制度（証券総合型DC岡三プラン）、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度から構成されております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付債務の期首残高	589,334	514,185
勤務費用	49,725	42,791
利息費用	1,237	2,056
数理計算上の差異の発生額	△70,336	△48,700
退職給付の支払額	△55,774	△49,654
その他	—	630
退職給付債務の期末残高	514,185	461,310

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
年金資産の期首残高	381,116	341,266
期待運用収益	1,905	1,706
数理計算上の差異の発生額	△35,927	29,842
事業主からの拠出額	16,747	15,123
退職給付の支払額	△22,575	△19,641
年金資産の期末残高	341,266	368,298

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	248,503	222,295
年金資産	△341,266	△368,298
非積立型制度の退職給付債務	265,682	239,014
未積立退職給付債務	172,919	93,012
未認識数理計算上の差異	67,317	123,866
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	240,237	216,878
退職給付引当金	293,279	278,570
前払年金費用	△53,042	△61,691
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	240,237	216,878

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
勤務費用	49,725	42,791
利息費用	1,237	2,056
期待運用収益	△1,905	△1,706
数理計算上の差異の費用処理額	△20,383	△21,994
確定給付制度に係る退職給付費用	28,673	21,147

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
株式	39.8%	44.0%
一般勘定	26.1%	19.7%
債券	20.7%	22.1%
その他	13.4%	14.2%
合計	100.0%	100.0%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、保有する年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針、及び市場の動向等を考慮し設定しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
割引率	0.40%	0.74%
長期期待運用収益率	0.50%	0.50%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 13,468 千円、当事業年度 12,397 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	101,445	96,357
役員退職慰労引当金	1,943	2,590
賞与引当金	4,271	—
未払金（賞与）	—	15,565
その他有価証券評価差額金	6,532	1,706
投資有価証券評価損	3,011	20,505
資産除去債務	32,310	32,643
未払事業税	4,871	29,366
その他	6,466	8,548
繰延税金資産小計	160,852	207,283
評価性引当額	△ 37,458	△ 38,409
繰延税金資産の合計	123,394	168,874
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 88,974	△ 189,382
未収配当金	△ 2,072	△ 4,179
資産除去債務に対応する除去費用	△ 26,664	△ 26,057
前払年金費用	△ 18,347	△ 21,339
未収還付事業税	△ 5,848	—
繰延税金負債の合計	△ 141,907	△ 240,958
繰延税金資産（負債）の純額	△ 18,513	△ 72,083

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
法定実効税率	34.59%	—
(調整)		
寄付金課税等永久に損金に算入されない項目	0.95%	—
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 0.90%	—
住民税均等割	1.19%	—
税率変更に伴う影響額	△ 3.64%	—
評価性引当額の増減	△ 3.10%	—
その他	0.58%	—
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.66%	—

(注) 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本店の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から 50 年と見積り、割引率は 1.030%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
期首残高	92,457	93,410
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	—
時の経過による調整額	952	962
資産除去債務の履行による減少額	—	—
期末残高	93,410	94,372

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度

(単位：千円)

委託者報酬	9,113,651
残高報酬	9,097,589
成功報酬	16,061
運用受託報酬	19,318
投資助言報酬	27,600
合計	9,160,569

当事業年度

(単位：千円)

委託者報酬	10,123,506
運用受託報酬	108,885
投資助言報酬	27,675
その他営業利益	11,259
合計	10,271,327

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
顧客との契約から生じた債権は、以下のとおりであります。

前事業年度	(単位：千円)
未収委託者報酬	1,311,125
未収運用受託報酬	10,800
未収投資助言報酬	11,876
合計	1,333,802

当事業年度	(単位：千円)
未収委託者報酬	1,705,907
未収運用受託報酬	78,429
未収投資助言報酬	11,959
合計	1,796,295

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお、「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。

報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自2022年4月1日至2023年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自2023年4月1日至2024年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(4) 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

前事業年度（自2022年4月1日至2023年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自2023年4月1日至2024年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略して

おります。

2. 関連情報

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	株式会社岡三証券グループ	東京都中央区	18,589,682	証券業	被所有直接(49%)	直接の親会社資金貸付	資金貸付の返済	5,000,000	短期貸付金	-
							受取利息	14,367	未収利息	-
その他の関係会社の子会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	-	当社ファンドの募集取扱	支払手数料の支払(注1)	2,718,939	未払手数料	532,414

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社の子会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	-	当社ファンドの募集取扱	支払手数料の支払(注1)	3,113,287	未払手数料	630,717

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

SBIホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

SBIファイナンシャルサービス株式会社（非上場）

SBI F S 合同会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額	12,573 円 68 銭	13,271 円 09 銭
1 株当たり当期純利益金額	300 円 41 銭	521 円 63 銭

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純利益金額の算定上、参加型株式については普通株式と同様に扱っており、普通株式の期中平均株式数に含めております。

3. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
当期純利益金額	224,614 千円	590,533 千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	224,614 千円	590,533 千円
普通株式の期中平均株式数	747,694 株	1,132,101 株

4. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)
純資産の部の合計額	14,234,677 千円	15,024,210 千円
純資産の部から控除する合計額	—	—
普通株式に係る期末の純資産額	14,234,677 千円	15,024,210 千円
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	1,132,101 株 (うち A 種優先株式)	1,132,101 株 (554,701 株)

(注) A 種優先株式は、残余財産の分配について普通株式と同順位であるため、1 株当たり純資産額の算定上、その普通株式相当数を期末の普通株式の数に含めて計算しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) [中間貸借対照表]

(単位：千円)

当中間会計期間

(2024年9月30日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	14,043,770
有価証券	96,100
未収委託者報酬	1,914,033
未収運用受託報酬	8,931
未収投資助言報酬	27,181
その他の流動資産	134,754
流動資産合計	16,224,771

固定資産

有形固定資産	※	179,300
無形固定資産		18,996
投資その他の資産		1,670,791
投資有価証券		1,345,589
その他		325,202
固定資産合計		1,869,087
資産合計		18,093,859

(単位：千円)

当中間会計期間
(2024年9月30日)

負債の部

流動負債

預り金	28,805
前受運用受託報酬	307
未払金	1,084,078
未払償還金	5,001
未払手数料	1,074,021
その他未払金	5,055
未払法人税等	300,302
その他流動負債	295,714
流動負債合計	1,709,208

固定負債

退職給付引当金	256,055
役員退職慰労引当金	8,430
繰延税金負債	193,524
資産除去債務	94,858
固定負債合計	552,868
負債合計	2,262,076

純資産の部

株主資本

資本金	100,000
資本剰余金	
その他資本剰余金	11,467,068

資本剰余金合計	11,467,068
---------	------------

利益剰余金

利益準備金	179,830
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	3,579,499
利益剰余金合計	3,759,329

株主資本合計	15,326,397
--------	------------

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	505,384
評価・換算差額等合計	505,384
純資産合計	15,831,782

負債・純資産合計

18,093,859

(2) [中間損益計算書]

(単位：千円)

当中間会計期間

(自 2024年4月1日

至 2024年9月30日)

営業収益

委託者報酬		6,393,931
運用受託報酬		17,116
投資助言報酬		13,837
その他営業収益		7,483
営業収益合計		6,432,369
営業費用		4,572,839
一般管理費		900,178
営業利益		959,351
営業外収益	※1	28,105
営業外費用		24
経常利益		987,432
特別利益	※2	19,379
特別損失		1,752
税引前中間純利益		1,005,059
法人税、住民税及び事業税		306,113
法人税等調整額		41,860
法人税等合計		347,974
中間純利益		657,085

(3) [中間株主資本等変動計算書]

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：千円)

資本金	株主資本						評価・換算差額等合計	純資産合計		
	資本剰余金		利益剰余金							
	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 総額	利益剰余金 合計					
当期首残高	100,000	11,467,068	11,467,068	179,830	2,922,414	3,102,244	14,669,312	354,897	354,897	15,024,210
当中間期変動額										
剩余金の配当										
中間純利益					657,085	657,085	657,085			657,085
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）								150,486	150,486	150,486
当中間期変動額合計	-	-	-	-	657,085	657,085	657,085	150,486	150,486	807,572
当中間期末残高	100,000	11,467,068	11,467,068	179,830	3,579,499	3,759,329	15,326,397	505,384	505,384	15,831,782

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15～18年

器具備品 4～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(2) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく中間期末要支給見積額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、投資信託財産の日々の純資産総額に対する一定割合として日々認識され計上します。成功報酬は、一部の投資信託につき、契約で指定された日に一定の条件を満たし支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約残高に個別の契約で定めた報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し計上します。成功報酬は、個別の契約で定める水準を上回る超過運用益に対して支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、個別の契約で定める契約残高に報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し、計上します。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

※有形固定資産の減価償却累計額

当中間会計期間 (2024 年 9 月 30 日)	
建物	92,676 千円
器具備品	132,536〃
計	225,212〃

(中間損益計算書関係)

※1 営業外収益の主要項目は、次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)	
受取配当金	23,361 千円

※2 特別利益の主要項目は、次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)	
投資有価証券売却益	2,068 千円
投資有価証券償還益	17,311〃

3 減価償却実施額は、次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)	
有形固定資産	7,800 千円
無形固定資産	4,811〃

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
発行済株式				
普通株式（株）	577,400	—	—	577,400
A種優先株式（株）	554,701	—	—	554,701
自己株式				
普通株式（株）	—	—	—	—
A種優先株式（株）	—	—	—	—
合計	1,132,101	—	—	1,132,101

2. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

当中間会計期間 (2024年9月30日)		
1年内	252,205	千円
1年超	315,256	〃
合計	567,461	〃

(金融商品関係)

当中間会計期間（2024年9月30日）

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券	96,100	96,100	—
(2) 投資有価証券	1,229,898	1,229,898	—

「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

市場価額のない株式等は、(2) 投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額
非上場株式	115,691

非上場株式については市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	—	96,100	—	96,100
投資有価証券	800,618	429,280	—	1,229,898

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等によっております。非上場投資信託は基準価額等によっております。

(注 2) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

株式等については、主たる取引所の最終価格を時価としており、レベル1の時価に分類しております。

非上場投資信託については、委託会社から提示された基準価額等によっており、レベル2に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

当中間会計期間（2024年9月30日）

(単位：千円)

区分	種類	中間貸借 対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式 (2) 債券 ① 国債・地方債等 ② 社債 ③ その他 (3) その他	800,618 — — — 407,929	81,949 — — — 348,430	718,668 — — — 59,499
小計		1,208,547	430,379	778,168
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式 (2) 債券 ① 国債・地方債等 ② 社債 ③ その他 (3) その他	— — — — 117,450	— — — — 122,977	— — — — △5,527
小計		117,450	122,977	△5,527
合計		1,325,998	553,357	772,641

(注) 市場価格のない株式等（非上場株式等）は、上表には含まれておりません。

((金融商品関係) 1. 金融商品の時価等に関する事項(注)に記載のとおりであります。)

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間（2024年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減

当中間会計期間	
(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
期首残高	94,372 千円
時の経過による調整額	486〃
当中間会計期間末残高	94,858〃

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間	
(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
委託者報酬	6,393,931 千円
運用受託報酬	17,116〃
投資助言報酬	13,837〃
その他営業収益	7,483〃
合計	6,432,369〃

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお「投資顧問部門」のセグメントの営業収益、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の 10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに 1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (2024 年 9 月 30 日)
(1) 1 株当たり純資産額 (算定上の基礎)	13,984 円 42 銭
純資産の部の合計額（千円）	15,831,782
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	—
普通株式に係る中間期末の純資産額（千円）	15,831,782
普通株式の発行済株式数（株）	1,132,101
1 株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数（株）	1,132,101
（うち A 種優先株式）	554,701

	当中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
(2) 1 株当たり中間純利益金額 (算定上の基礎)	580 円 41 銭
中間純利益金額（千円）	657,085
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	657,085
普通株式の期中平均株式数（株）	1,132,101

(注 1) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため、記載しておりません。

(注 2) A 種優先株式残余財産の分配について普通株式と同順位であるため、1 株当たり純資産額の算定上、
その普通株式相当数を期末の普通株式の数に含めて計算しております。

(注 3) 1 株当たり中間純利益金額の算定上、参加型株式については普通株式と同様に扱っており、
普通株式の期中平均株式数に含めております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更等

2022年11月30日付で、株式の譲渡制限、優先株式の発行と優先株式に係る優先配当、非業務執行取締役の責任限定契約等に関する定款変更を行いました。

2023年3月27日付で、監査役会の廃止に伴う定款変更を行いました。

また、2023年7月1日付で、商号の変更（新商号 SB I 岡三アセットマネジメント株式会社）に関する定款変更を行いました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

岡三アセットマネジメント株式会社は、SB I ホールディングス株式会社の完全子会社であるSB I ファイナンシャルサービスーズ株式会社に第三者割当増資を行い、2022年11月30日付で、SB I ホールディングス株式会社の連結子会社並びに株式会社岡三証券グループの持分法適用関連会社となりました。

約 款

追 加 型 証 券 投 資 信 託

アジア・オセアニア債券オープン（毎月決算型）

約 款

SBI岡三アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

投資信託約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

アジア・ニュージーランド債券マザーファンドの受益証券および国内の証券投資信託であるフランクリン・テンプルトン・オーストラリア債券ファンド（適格機関投資家専用）の受益権（以下、「投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として、以下の投資信託証券への投資を通じて、実質的にアジア・オセアニア地域の債券に投資することにより、安定した収益の確保と投資信託財産の成長をめざして運用を行います。
 - ・ アジア・ニュージーランド債券マザーファンド
 - ・ フランクリン・テンプルトン・オーストラリア債券ファンド（適格機関投資家専用）
- ② 各投資信託証券の組入比率は、投資対象ファンドの収益性、投資対象国の債券市場の利回り水準と流動性、金利および為替動向等を勘案して決定します。なお組入比率の合計は高位を保つことを基本とします。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎月 20 日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき、収益分配を行います。ただし、最初の収益分配については平成 22 年 3 月 23 日に行います。

① 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

繰越分を含めた配当等収益には、アジア・ニュージーランド債券マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。

② 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託者が分配可能額、基準価額水準等を勘案のうえ決定します。ただし、分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託 アジア・オセアニア債券オープン（毎月決算型） 約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、SBI岡三アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第3条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができるものとします。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第5条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第37条第1項、第38条第1項、第39条第1項および第41条第2項の規定による信託終了の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第7条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社債法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日ににおける受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 11 条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第 12 条 受託者は、第 3 条の規定による受益権については投資信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第 13 条 委託者の指定する販売会社（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、取得申込日がオーストラリア証券取引所（金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場および当該市場を開設する金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所ならびに金融商品取引法第 2 条第 3 号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じ。）またはシドニーもしくはメルボルンの銀行の休業日に該当する日、取得申込日がオーストラリア証券取引所またはシドニーもしくはメルボルンの銀行の休業日の前営業日に該当する日を除く営業日に、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該委託者の指定する販売会社が定める申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する販売会社と別に定める累積投資約款に従って契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。以下、「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1 口の整数倍の申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に委託者の指定する販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た手数料（無手数料を含みます。以下、この項において同じ。）および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、委託者の指定する販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社と別に定める契約を結んだ受益者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券にかかる取得申込みの受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することや、すでに受け付けた取得申込みの受付を取消すことができるものとします。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

- 第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

- 第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

- 第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第 17 条 委託者は、信託金を、主として SBI 岡三アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるアジア・ニュージーランド債券マザーファンドの受益証券および国内の証券投資信託であるフランクリン・テンプルトン・オーストラリア債券ファンド（適格機関投資家専用）の受益権（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいい、以下「投資信託証券」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は、買い現先取引（売戻条件付買入れ）に限り行うことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 第 1 項に規定する「短期社債等」とは、イ. 社債、株式等の振替に関する法律第 66 条第 1 号に規定する短期社債、ロ. 保険業法第 61 条の 10 第 1 項に規定する短期社債、ハ. 資産の流動化に関する法律第 2 条第 8 項に規定する特定短期社債、ニ. 信用金庫法第 54 条の 4 第 1 項に規定する短期債、ホ. 農林中央金庫法第 62 条の 2 第 1 項に規定する短期農林債、ヘ. 一般振替機関の監督に関する命令第 38 条第 2 項に規定する短期外債をいいます。

(利害関係人等との取引等)

第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金

融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。)、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第16条および第17条第1項ならびに第2項に掲げる資産への投資等ならびに第23条、第24条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、第16条および第17条第1項ならびに第2項に掲げる資産への投資等ならびに第23条、第24条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（信託業務の委託等）

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 - 1. 投資信託財産の保存に係る業務
 - 2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混載寄託）

第21条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定する者および外国の

法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混載寄託できるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第 23 条 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券にかかる投資信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図をすることができます。

(再投資の指図)

第 24 条 委託者は、前条の規定による投資信託証券にかかる投資信託契約の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 25 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者の解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 27 条 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他 の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立 替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

② 前項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別に これを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、原則として、毎月 21 日から翌月 20 日までとします。ただし、第 1 計算期間は、投資信託契約締結日から平成 22 年 1 月 20 日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。） が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が 始まるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日と します。

(投資信託財産に関する報告等)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを 委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、こ れを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報 告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠く ことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることは できないものとします。

(信託事務の諸費用および監査に要する費用)

第 30 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産の財務諸表の監 査に要する費用および投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当す る金額、受託者の立替えた立替金の利息（以下、「諸経費」といいます。）は、受益者の負担と し、投資信託財産中から支弁します。

② 前項の投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、第 28 条に規定する計算期間を通じて 每日、投資信託財産の純資産総額に所定の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了 のとき、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額とともに 投資信託財産中から支弁します。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信 託財産の純資産総額に年 10,000 分の 104 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、 委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産 中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 32 条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）とアジア・ニュージーランド債券マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。この条において同じ。）の投資信託財産に属する配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 前項におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ③ 每計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第 33 条 受託者は、収益分配金については第 34 条第 1 項に規定する支払開始日までに、および第 34 条第 2 項に規定する交付開始前に、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 34 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 36 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第 34 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 34 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 債還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権

については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をすると引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第36条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として7営業日目から、当該受益者に支払います。ただし、投資対象とする投資信託証券にかかる一部解約の実行の請求の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約金の支払日が遅延する場合があります。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等で行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金(所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。)は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等(原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。)に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第35条 受益者が、収益分配金については第34条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、第34条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(投資信託契約の一部解約)

第36条 受益者は、一部解約の実行の請求日がオーストラリア証券取引所またはシドニーもしくはメルボルンの銀行の休業日に該当する日、一部解約の実行の請求日がオーストラリア証券取引所またはシドニーもしくはメルボルンの銀行の休業日の前営業日に該当する日を除く営業日に、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者の指定する販売会社が定める一部解約の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 投資信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、投資対象とする投資信託証券にかかる一部解約の実行の請求の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することや、すでに受けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができるものとします。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け再開後の最初の基準価額の計算日（オーストラリア証券取引所またはシドニーもしくはメルボルンの銀行の休業日に該当する日、オーストラリア証券取引所またはシドニーもしくはメルボルンの銀行の休業日の前営業日に該当する日を除きます。）に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

（投資信託契約の解約）

第37条 委託者は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が5億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

（投資信託契約に関する監督官庁の命令）

第38条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に

関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款にかかる知りれている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知りれている受益者が議決権を行使しないときは、当該知りれている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該

受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公告)

第 45 条 委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。<https://www.sbiokasan-am.co.jp>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第 46 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 46 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第 47 条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成 21 年 12 月 17 日

委 託 者 東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号
S B I 岡三アセットマネジメント株式会社

受 託 者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号
三井住友信託銀行株式会社

アジア・ニュージーランド債券マザーファンド

運用の基本方針

約款第16条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

アジア諸国・ニュージーランドの現地通貨建ソブリン債等を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① アジア諸国・ニュージーランドの現地通貨建ソブリン債、およびそれと概ね同等の投資効果が期待できる債券等を主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。
- ② 投資にあたっては、各国の金利水準を重視し、為替市場や債券市場の見通し、市場流動性等を総合的に勘案して国別投資比率、デュレーションを決定します。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得したものに限り、投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ⑤ デリバティブ取引は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑥ 外国為替予約取引は、為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。